

神都名勝誌

卷六

ル 4
324
7



門 昭
精 324
卷 7



景之洲
綢緞舒朗
布和氣之

明治廿八年

花序居義修題



神都名勝誌卷之六

目錄

城田村

并羯鼓踊剛

川端

上地

中須

下外城田村

栗野

畫田

岩出

山岡

小社曾禰

小社神社

祭主故墟

宮古

奈良波良神社

廣泰寺

内城田村

葛原

玉泉院

棚橋

祭主故墟

牧戸

小富士山

久具

久具都比賣神社

田丸町

佐田

淺間社

三橋

狹田國生神社

田丸

田丸城趾

并同城趾
張國

西光寺

參宮鐵道田丸停車場

田丸町元標

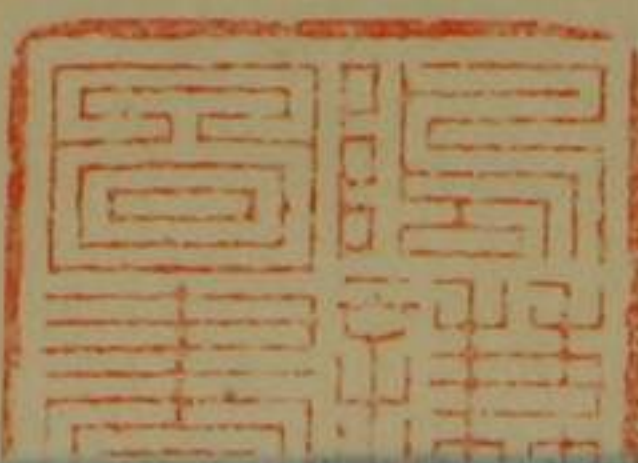
田邊

棒原神社

坂手國生神社

田上神田

荒木田二門氏神社舊趾



潮尾崎池	有田村	湯田	湯田神社
湯田野	千引岩	大佛山	忌楯小野
宇久留	井倉	岡村	東外城田村
勝田	鴨下神社	野篠	祭主故墟
田宮寺	田宮寺舊趾	山神	鴨神社
城趾	積良	津布良神社	山宮神事場
矢野	田乃家神社	蚊野	蚊野神社
同御前神社	東原	朽羅神社	國東寺
百瀨瀑	國東河内池	西外城田村	野中
とちが池	檜皮池	矢田	森庄
相鹿木多御神社	土羽	御船神社	笠木 <small>并接姫命服御笠圖</small>
相鹿瀨	逢鹿瀨寺舊趾	中川村	麻加江

長原	長命寺	注連指	四十八瀑
佐奈村	油夫	火地神社	西山
仁田	佐奈神社	二井	五桂
五桂池	平谷	須麻漏賣神社	前村
神坂	金剛座寺	長谷	近長谷寺 <small>并古文書</small>
相可村	相可	伊蘇上神社	相鹿上神社
千鳥瀨	相鹿牟山神社	磯部寺舊趾	涵翠池
相可村元標	荒蒔	兄國	伊呂上神社
池上	朝長	河田	古墳
倉古池	津田村	四匹田	東池
子得岩	三匹田	樋口谷池	井内林
林神社	月本池	牧村	牧城趾

津留	丹生中神社	鹽加伎場	丹生村元標	波多瀨	車川	生頭谷	千福寺	下楠	八柱神社	愛宕神社	野原
丹生村	白玉椿	鹽垣神社	五ヶ谷村	波多瀨岩趾	川添村	建日別神社	八柱神社	上楠	高奈	稱名院	白瀑
丹生八景	神宮寺	丹坑 <small>并水銀堀及手桶圖</small>	古江	朝柄	產物茶乾柿	新田	濁川	楠神社	奈良井城趾	七保村	白馬瀑
丹生神社 <small>并圖及頭面</small>	丹生礦泉	丹生曆 <small>并古文書</small>	五箇篠山城趾	產物烟草	枋原	柳原	神瀨	粟生	八柱神社	七箇御園	野添

打見	三瀨城趾	永德寺	桐木瀑	萩原村	栗谷	天狗瀑	岩趾	八知山瀑	岩趾	口定明神	瀧ヶ谷瀑
三瀨谷村	上三瀨	古墳	西瀑	江馬	岩趾	赤瀑	御棟	不動瀑	大杉谷村	涼石岩窟	大杉
下三瀨	三瀨御所舊趾 <small>并北畠具教遺書圖</small>	菅合	木瀑	繪馬岩趾	大陽寺	領内村	權上瀑	不動瀑	檜原	三瀑	大杉 <small>并圖</small>
三瀨川	泉瀑	大瀑	天ヶ瀨	八幡瀑	明豆	三瀑	不動瀑	久豆	夫婦瀑	奥定明神	

中定明神	七竈瀑	光瀑	不動瀑
千尋瀑	美濃瀑	西瀑	登飛瀑
釜瀑	飛瀑	嘉茂助瀑	巴瀑
龍原村	三瀬川	多岐原神社	三瀬峠
船木 <small>并渡船場園</small>	櫻鼻	野後	瀧原宮 <small>并園</small>
同竝宮	河島神社	若宮神社	長由介神社
宿衛屋	御倉	忌火屋殿	參集所
御橋	手水場	岩龍神社	頓登橋
石籠橋	龍原院	鑛泉	長者野
金塚	御調瀑 <small>并園</small>	阿曾	城趾
阿曾鑛泉	鹽宮	大内山川	小河橋
柏崎村	柏野	崎村	崎城趾

大内山村	潮井	大内山城趾	一之瀬村
一之瀬御所舊趾 <small>并北畠信雄書翰</small>	鷗鷁石	川上	處女岩
南中	御山	脇出	脇出砦趾
和井野	駒ヶ野	一之瀬川	柳村
小川郷村	神茵	小川	川口
沼木村	横輪川	圓座	上野
横輪	園相神社	飛瀑	宮本村
津村	御船向田國	目弓野	圓山
佐八	若宮八幡宮	前山	穗原村
始神	八柱神社	押淵	齋田
大歳社	穗原村元標	伊勢路	八柱神社
津島神社	内瀬	村島神社	

瀧神社	南海村	迫間	礫
相賀	中島村	大江	道方 <small>并能見坂眺望圖</small>
阿湍淵御瀑	大方	八幡神社	道行
阿曾	八柱神社	鷺倉神戸大歲社	鷺倉村
慥柄	慥柄神戸社	鷺掠嵩	贅浦
蝙蝠窟	最明寺	東宮	東宮神社
河村瑞賢故墟	吉津村	河内	僊官神社
東禪仙宮院舊趾	立崎	村山	神崎
神崎灣	定鼻	島津村	方座
小方	古和	棚橋	新桑
五箇所村	船越	土宮神社	中津濱
五箇所	五箇所城趾	獅子島	御所島

切原	白瀑	飯盛寺	神原村
泉村	神津佐	磯部村 <small>并古文書</small>	伊雜村
粟島	迫間	上之郷	磯部村元標
伊雜宮 <small>并圖</small>	宿衛屋	御倉	忌火屋殿
參集所	手水場	伊射波神社	大楠
佐美長神社 <small>并圖</small>	御供田	千田池	國崎神戸 <small>并古文書</small>
鸚鵡石 <small>并圖</small>	獅子岩	甌石	鼎石
家立茶屋	水穴 <small>并圖</small>	風穴	猿田彦森
逢坂峠	彦瀑	一之瀨	

城田村

度會郡に屬せり。本村も大字

天平廿年戊子任官司。從五位下津島朝臣小松以去十

五年正月廿三日度會郡城田郷字石鴨村新築固池一處既

川端

官川の西岸あり。宇治山田町に通ふ渡口あり。柳の渡と云ふ。大和紀伊等の國より我が神官に參詣する街道あり。

今舊蹟聞書の川俣村古く柳多く有る所にて柳の間は四五家散在せり。漸く中須村より出で町の如くふ成りたり。六七十年まで、大

上地

川端に續ける街道あり。上地へ、宇羽世の轉

定永作兼讓渡進名島新立券文事



羯鼓踊之圖 土俗、かんこ踊といふ。

城田郷の各村に、古くより、かんこをとりと唱へ、陰曆七月中舞蹈
 する祭事あり。其の姿ハ、白黒段染の筒袖を著け、白木綿を腹小
 巻き、脚半手甲を穿ち、腰蓑菅製すをつけ、頭ハ白馬の尾子て製志
 たる鬘を被り、胸に、羯鼓を懸けたり。當夜號鐘を相圖ハ、百
 人餘一様の行粧子て、廣庭に、圓形をおして集ひ、音頭に伴
 いて、舞踊をおす。其の、羯鼓を打ちつゝ踊るさま、いと古
 雅子して、手足姿勢の整へるさま、實に壯觀あり。

合五杖者 但鹿藺寺御領也

在度會郡湯田郷宇羽西村字上野島者

四至限東大道限南大道限西同地破具限北同地破具

直錢壹貫六百文請納了

右件名島者自父掃守吉光御手處分給天知行處仁更無他妨而今依有直急用定永財所沽渡於物部俊弘如件仍為後代讓狀以辭

弘安八年四月四日

名主掃守市若丸 花押

二男掃守龜王丸 花押

三男同 熊若丸

中須 川端の南にあり。舊中洲と書けり。古宮川の本流上地と川端とけ間を通ぜし時此の處中洲あり故に此の稱ありとぞ。

下外城田村 本村に大字宮古岡出富岡小社曾禰栗野山岡中角岩此畫田の總稱あり。

栗野

中須の西にあり。兩宮祢宜轉補次第記に至徳年間在職の一祢宜荒木田神主經直以下三代を栗野の長官と記せり。此の地に住居せしるべし。

光明寺所藏文書 定永財沽渡進島地新立券文事

合壹段者

在度會郡湯田郷下栗野村內字浦之前付東

四至本分面具也

直參貫五百文請納了

右件島地者以去文永三年九月五日自故親父□□□賜處分之後進退領知之處敢無他妨爰依有直急用定永財相副次第手繼文等沽渡於飯高氏子也仍為後代新立券文以辭

建治元年五月廿九日 領主坂合部末村 花押

畫田

栗野の南にあり。宮川の沿岸あり。此の地は水田は多く、蛭を生ず。故に元々蛭田と書けり。舊記にハ蒜田ともあり。

神皇抄 畫田御厨 同書 蘇田御牧

岩出 畫田の西南にあり。岩出祭主第宅の舊址。及岩出寺等の事。第二巻に出せり。

山岡 岩出の北にあり。北畠國司の臣山岡黨池上筑後守の皆を築きし所あり。

小社曾禰 山岡の北にあり。元々二村ありしを近年合併せり。

太神宮諸雜事記云、長曆四年七月廿六日洪水の時、大宮司兼任朝臣、此の所より、小船に乗じ、北御門に着せし由見えたり。

小社神社 同所坐せり。皇大皇太神宮儀式帳

小社神社 大水上兒高村上命形石坐。建久年中行事

四月初申日、氏神參。中社湯田野社參祭也。

祭主故墟 同所坐ありきとぞ。其の地、今詳ならず。太神宮例文云、延久三年在職の祭主大中臣朝臣輔經を、小社と号せし由見えたり。この地坐居せられしあり。

宮古 小社曾禰の西南にあり。舊記云、宮子と書けり。

神領目錄 宮古御園

奈良波良神社 同所坐せり。土俗屋久良止と云ふ。皇大神宮の攝社あり。

檜原神社 一處

稱大水上兒那良原比女命形石坐。同内親王定祝

正殿一宇 長六尺、廣四尺、高七尺。玉垣一重、四方各二丈。坐地五町、四至並大

奈良波良社 在同郷宮子村前社

神照山廣泰寺 同所坐あり。當國曹洞宗の總持寺あり。

内城田村 本村大宇、葛原大野木、柵橋、牧戸、平生、大久保、立川、鮎川、當津田間、上久具、下久具等の總持なり。

葛原 宮古の南にあり。古く沼木郷に属したり。

神領目錄 葛原御園、上分麥六斗

龍寶山玉泉院 同所にあり。曹洞宗あり。

柵橋 葛原の西南に當りて、宮川に沿へり。古く沼木郷に属したり。また、岩坂といふ坂路あり。

神風抄

岩坂御園

神領目録

岩坂御園上分油三升

祭主故墟

同所よりありきとぞ。其の地、今評からず。太神宮例文云、文永十一年還補の祭主大中臣朝臣隆蔭を棚橋と号せし

由見えたる。此の地も住居せらるるべし。

牧戸

棚橋の西にあり。北畠國司の臣牧戸某此岩を築きし所ありといふ。

小富士山

同所よりあり。淺間山ともいふ。形富士山に似たるを以て、土俗伊勢富士とも稱す。絶頂に、木花咲耶姫命を祀れり。

久具

宮川を隔て、牧戸の南にあり。上下に分れたり。

久具御厨

久具都比賣神社

上久具に坐せり。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命大御神を奉戴して、一之瀬谷和比野より駒ヶ野小川谷

を経て、此の所より出させ給ひし時、久具都比賣古参り相ひて、國名

を答へ奉りたまひしより、皇女久具社を定め給ひきとぞ。

從其處幸行余久具都比賣古参相支汝國名何問給支白久

皇大神宮儀式帳

久具社一處

稱大水上神御子久具都比賣命又久具都比賣古形石坐

同内親王定祝

正殿三字、長四尺、廣三尺、高六尺、玉垣一重、四方各坐地九段、四至、東

北、大川、南、島

久具都比賣社

神名祕書

大水上神御子前社、在城田郷久具村

田丸町

本町も大字田丸佐田下田邊上田邊の総称なり。

佐田 土地より續ける街道あり。田丸と接續せり。三橋といふ属邑あり。

神領目録

佐田御園、二斗、菓子三籠

淺間社

新田町に坐せり。

三橋

新田町と萱町との間架せり。

神鳳抄 三橋御園

狹田國生神社 萱町の道に左側より坐せ
皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、宇久留より、小川を泝り給ひし時、速河北古参り相ひて、國の名を、畔廣之狹田國と答へ奉り、佐々上神田進りし由、太神宮本記に見えたり。今小外城田川の南岸に、サ、ガミと字せる耕地ありとぞ。

太神宮本記

從其處幸行、速河北古参相丈、汝國名何問給、白久、畔廣之狹

田國止、白、佐々上神田進支、其處余、速河狹田社定給支、

皇大神宮儀式帳

狹田神社一處

稱、須麻留女神兒、速川比古、速川比女、山末御玉三柱、形無

同内親
王定祝

正殿一字、長六尺、廣四尺、高七尺、廣四尺、玉垣一重、四方各二丈、各坐地一町五段、四至

東南、百姓地

西北、公田

延喜式太神宮所攝廿四座

狹田國生社

神名祕書

狹田國生社、須麻留女神子、速川彦、速川比女、山末御玉三柱、在前社坐、湯田、御佐田村。

田丸 佐田より續ける街道あり。

此の地、維新まで、和歌山城主徳川家の領地として、城守ハ、久野某なりき。坊巷、數町に分れ、戸數、三百餘あり。大和の長谷、大峯山、并紀伊の熊野等に通ずる街道あるを以て、旅館、娼樓、茶店多し。坊間に、宇治山田警察署出張所、山田區裁判所出張所、田丸尋常小學校、神宮教會所等あり。

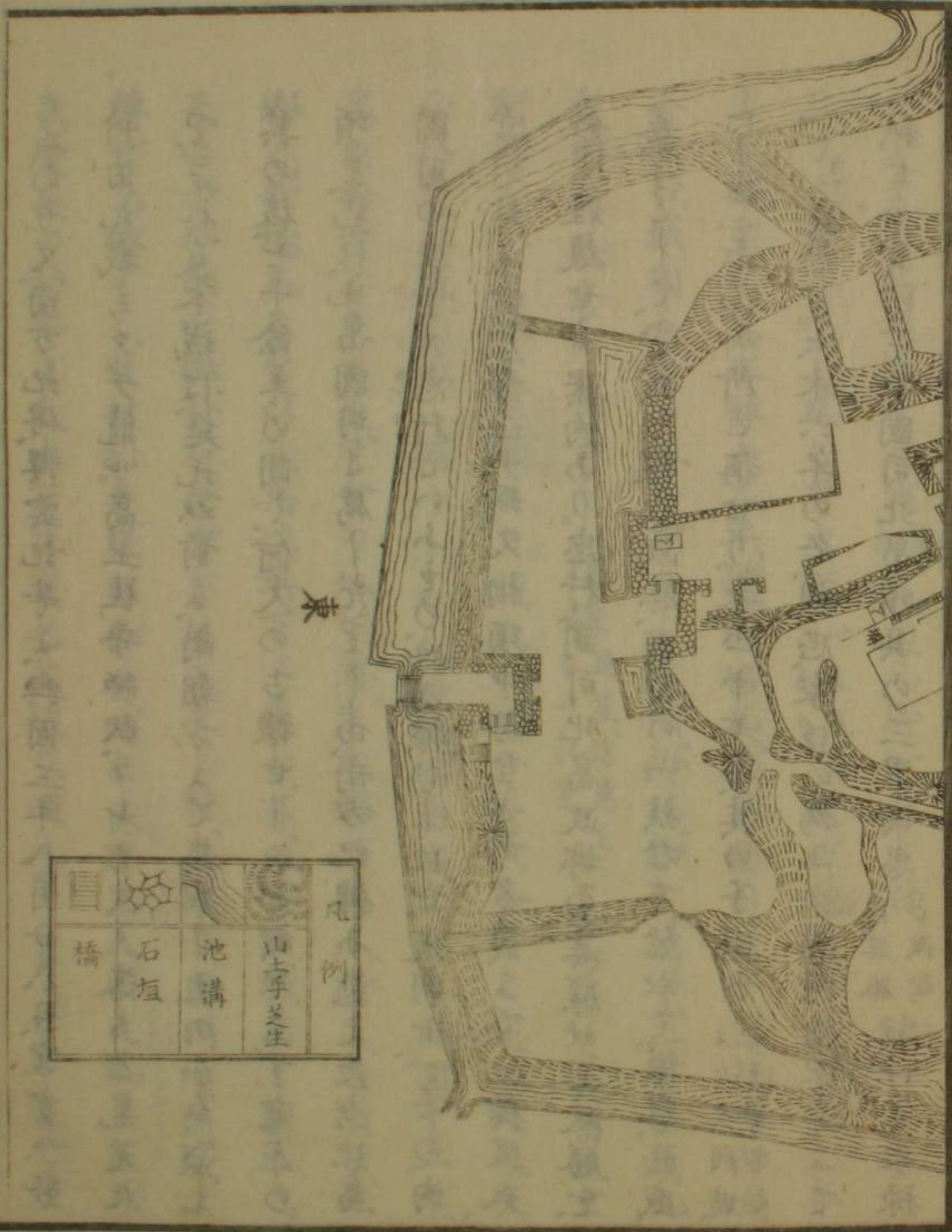
神領目録

玉丸御園

田丸城趾 同所、宇城山あり。

魚見宏徳寺記、曆應元年七月晦日、玉丸城、軍勢等寄、末官田村

田丸城寶曆年間之圖 中村寛夫所藏 縮寫



凡例

橋	石垣	池溝	山上宇笠生

とあり。又、南方紀傳、櫻雲記等、興國三年八月廿八日、宮方ハ勢
州田丸城ニタテ籠ル。高土佐、守師秋、コレヲ攻メ落スト見え大
見。されむ、本城は、延元以前、南朝方ニテ築キしものあるべし。
其の後、七十餘年の間も、何人の占據せしもの、分明ならず。應永の
頃も、已に、北畠國司ニ屬シたり。由、南方紀傳ニ見えたり。北畠
國司の臣、愛州あいの忠行ちゆうかうといふもの、此ニ據リしにや。文明十一年の、内
宮引付、愛州彈正少弼、又、相須中務などの名義ニテ、一橋直氏
經と往復せし案内あり。忠行、國司北畠政郷の妾腹ニ男政勝を、
養子として、當城を譲る。政勝、國司の一族なるを以て、權勢頗盛
にして、玉丸御所と稱せり。永正十七年、其の子親忠またを、願晴、
國通、具忠と
いひき。嗣げり。大永六年の冬、親忠、家臣の爲メ、久具村清水寺ニテ
弒せらる。同七年、國司北畠晴具の三男國忠後、具勝
と改む。嗣げり。永祿

八年十月、北畠家臣大概書、田丸御所右少將、正五位、一
万五千石たり。元龜二年、具勝の男忠顯一、直息とあり。嗣げり。其の後、天正三年
まで、城主たり。永祿十二年、織田信長、北畠國司父子を、大河内城
ニ攻む。城固くして落ちざりしをば、終に、和を講シ、二男茶筌丸
を、國司長房の養子とし、信雄具豊、信意と
いひき。と名づけて、北畠氏を
嗣がしめ、當城を、忠顯より領取し、天正三年、本所と定めたり。天
正八年、本城、田祿ニ罹りしを、信雄、松島城ニ移りぬ。同十二年、
豊臣秀吉より、多氣度會の地を、蒲生氏郷ニ賜ふ。時、忠顯、氏
郷と、所縁あるを以て、其、此旗下に屬し、再、田丸の城主となさり。
天正十八年、氏郷、封を、會津ニ移さしめ、時、忠顯も、奥州須川城ニ
轉せり。依りて、牧村利貞、服部壽安、岡本良勝三人の支配となり
き。慶長の初年より、木下重吉、之を領り、同五年より、廿年までは、

岩出城主稻葉道通之を成さり元和元年、藤堂高虎大坂の戦功により、田丸付よて、五万石を領せり。同五年八月、徳川頼宣和歌山入城の後、大和山城の領知と交換して、此の五万石を取り、其の臣久野宗成をして、城宰たらせめり。爾来、代々相承けて、之に居てき。維新の後、陸軍省此所管となれり。

蓮池山西光寺 同所あり。浄土宗あり。庭内、稲葉道通の墳あり。

參宮鐵道田丸停車場 同所大得寺の南あり。

田丸町元標

三重縣廳へ 九里拾八町、 度會郡役所へ 貳里拾九町、

第三師團へ 貳拾九里五拾貳町、 豐橋衛戍へ 四拾五里、

金澤衛戍へ 八拾貳里、 宇治山田警察署へ 貳里拾九町、

田邊 田丸の西に在り。上下二村に分れたり。土俗たぬいと称せり。古の田邊郷の本邑なり。

棒原神社 皇大神宮儀式帳

棒原神社一處

稱天須婆留女命、御玉形無、奈良朝延、御代定祝

正殿二宇、長各六尺、廣各四尺、高七尺、玉垣一重、四方各三丈、坐地三町、四至、

東南、松原、西、澤岡、北、道公田、

延喜式大神宮所攝廿四座 棒原社、社記 棒原社、在、田邊、前社

神名記書 棒原社、天、須婆留女命、御玉

坂手國生神社 也、前社、在、田邊、郷、池の西に

倭姫命巡行し給ひし時、高水神参り相ひて、國の名を答へ奉り、

田上の御田を進りき。よりて、皇女、此の社を定め給ひきとぞ。

太神宮本記 從其處幸行、高水神參相支、汝國名何問給、白久、岳高田深

坂手國止、白豆田上御田進支、其處、坂手社定給支

皇大神宮儀式帳
坂手神社一處

稱大水、上兒高水上、形石坐、同内親王定祝

正殿一字、長五尺、廣三尺三寸、高四尺二寸、玉垣一重、四方各二丈八尺、坐地五町

四至、東、林、南、道、西、北、林、北、公田

延喜式大神宮所攝十四座

坂手國生社、在田邊郷、氏社北、興

神風抄 坂手御厨

田上神田、下田邊の南ふあり、土俗、みかうだと稱せり、古來、皇大神宮の御供田あり、一、、雖新の際、上地せしめられたり。

建久年中行事正月六日御稻奉下條

但御節供之時、御稻者、御神酒料也、於御餅料米者、為田邊御神田、作丁沙汰、以彼稻所奉春也

荒木田二門氏神社舊趾、坂手國生神社の南、宇辻の長ふあり。

建久年中行事、四月初申氏神祭の條、荒木田、二門、田邊、本社、参祭と見えたり。此の地、即、二門氏人、其祖神を祀りて、例年神

祭を行ひし所あり。文明年中、北畠國司の神領を侵畧せし頃、

且、社殿も廢まけれど、祭事を、皇大神宮此域内にて行われあり

とぞ。按ずるに、荒木田神主の曩祖天見通命三世の孫、大貫連伊

己呂比命の子、大阿礼命、其姉、大宇祢奈と共、大和國宇陀の

秋宮より、大御神の御供仕へ奉りて、此の坂手國小移り住めり。

子孫最上に至りて、田上の神田三千代を開墾せしむば、其の功

勞、依りて、荒木田の姓を賜りし由、延喜年中の譜圖帳に見え

たり。これより、荒木田神主と稱せり。後、荒木田は三字を脱漏せ

しむむ、元慶三年五月、氏人等、官に訴へて、舊の如く、之改加へる

也。其の後、一狹次第、小蕃息して、數十家、分ち、祢宜内人、物忌等

に補任せられたりき。今、猶、系統連綿たり。

大神宮祢宜譜圖帳 最上、波、己、利、志、我、高、穴、穗、朝、廷、御、世、禰、宜、

此、時依、勞功、荒木田、姓、賜、岐、其、故、者、太神、乃、朝、御、饌、夕、御、饌、料、三、千、代、御、田、沼、開、供、奉、岐、因、茲、賜、姓、也。

三代實錄元慶三年五月廿三日條

伊勢、國、度、會、郡、太、神、宮、氏、人、神、主、姓、荒、木、田、三、字、太、神、宮、氏、人、有、三、神、主、姓、荒、木、田、神、主、根、木、神、主、度、會、神、主、是、也、自、進、大、肆、荒、木、田、神、主、首、麻、呂、以、後、脫、漏、荒、木、田、三、字、今、首、麻、呂、裔、孫、向、官、披、訴、故、因、舊、加、之。

潮尾崎池

上田邊字潮尾崎あり。面積、二万七千五百九十九坪。長、約、廿、四、間、幅、約、廿、二、間、深、約、一、間、餘、也。此、池、水、田、等、の、水、田、大、約、百、五、十、五、町、步、の、灌、漑、に、供、せ、り。因、に、云、ふ、多、氣、度、會、の、兩、郡、交、牙、の、地、は、池、溝、頗、多、し。左、に、掲、ぐる、類、聚、三、代、格、は、見、え、た、る、に、何、處、の、池、あ、る、り。詳、なら、さ、れ、ど、も、是、等、の、内、な、る、べ、し。

類聚三代格弘仁八年十一月廿五日官符

一應修理溝池十九處

多氣郡九處、溝五處、池四處、度會郡十處、溝六處、池四處

右同前、解、偶、案、太、政、官、去、延、曆、十、九、年、九、月、十、六、日、符、傳、被、右、大、臣、宣、傳、奉、勅、富、國、安、民、事、歸、良、田、之、開、實、存、溝、池、如、聞、諸、國、溝、池、多、有、不、修、田、疇、荒、廢、職、此、之、由、宜、改、既、往、急、成、將、來、勤、特、立、條、例、以、懲、違、犯、者、國、宜、承、知、存、情、修、理、自、今、以、後、惣、計、池、堰、戴、朝、集、帳、每、年、申、官、文、替、國、司、據、帳、檢、實、如、有、闕、怠、仍、停、解、由、者、夫、修、理、溝、池、者、必、用、民、徭、而、國、司、不、役、神、郡、亦、不、行、刑、罰、無、便、之、狀、一、同、神、社、之、條、者、

有田村 本村、大字湯田、新村、井倉、長更、中樂、久保、妙法、寺、岡、村、谷、村、門、前、坂、本、玉、川、世、古、の、總、稱、あり。

湯田 田丸の東北にあり。古、の、湯、田、郷、の、本、邑、あり。

湯田神社 同所、坐、せ、り。皇、大、神、宮、の、攝、社、あり。

皇太神宮儀式帳
湯田社一處

稱鳴震電又太歲御祖命形無同御宇

正殿二區 長各四尺五寸 廣四尺高三尺 玉垣一重 長三丈五尺 高七尺 御門一間 高

八尺 廣坐地二町五段 四至 東南川 西

延喜式太神宮所攝二十四座 社記 湯田社 在湯田村

湯田社 湯田社 在湯田村

湯野光明寺所藏文書 湯田社 湯田社 在湯田村

嫡子物部弘房永處分充給少財物等事

合

一野島四段内一段在度會郡湯田郷湯田野但小侯前司

殿沽地也

四至 限東濱道 限南同地破目 限西同地破目 限北同地破目

右件田島等隨有員男子等所處分給充也各口爭論可

知行之狀如件但件地等雖男女子等處分渡後家命之間可進退之狀如件以辭

承久二年九月七日

親父物部貞弘花押

親母度會氏子花押

嫡子物部弘房花押

○次男以下四名の連署之を畧す

俊 賴

家集

君がため湯田野を分けていろひつる千引の石を誰があそび

此の歌伊勢の齋宮に侍りける頃いなり石合といふことをせさせたまひけるにちいさむさうを十つくりていりのたかきささりてひ

千引岩 湯田野あり一丈許もある大石あり周圍に玉垣を繞らし鳥居を建てたり俊賴の歌より假設せしものよや其の

由緒を知らず婦人及小兒の病を祈る靈驗ありといふ

大佛山 同所の中央にある岡阜あり天平神護二年九月文六の佛像を鑄造せし所なりといへども覺束なし

忌楯小野野依の小川より流りて、此の邊なる寒川筋に至る沿岸ありむ。

倭姫命、伊蘇宮に坐し、また一時、遙く南の山末を見給ひ、よき宮所あらむと思ひ、先、大若子命を遣したり。かくて、皇女ハ、小舟よて、以てまさむとて、忌楯鉾など種々の神寶を、奉の御船よ

留め置き給ひき。よりて、其の處を、忌楯小野と稱けありとぞ。
太神宮本記

于時、倭比賣命詔久、南山末見給波、吉宮處可有見由詔天、御宮處、覓余、大若子命乎遣支、倭比賣命波、皇大神乎奉戴、天、小舟余乘給、御船仁、雜神財並忌楯梓等、乎留置天、從小

河幸行支、○中、其忌楯梓種々神寶物留置所名波、忌楯小野止号支、

宇久留大佛山の東を流る、寒川の東岸よ、オコリと字せる田圃あり。此の所あらむ。

倭姫命、小舟よて、此の所まで出でさせ給ひ、一時、御船後まき

名つげらばたりとぞ。
太神宮本記

其河余志、御船後立支、余時、驛使等、御船宇久留止、白支、其處乎、宇久留止号支、

井倉湯田の西あり。舊記よも、飯倉と書けり。

飯倉御園神領目録、十二月、一斗五升、

岡村湯田の西あり。

岡依御園神領目録

東外城田村本村、大宇東原、政野、野篠、矢野、積良、山神、田宮寺、勝田の総称あり。

勝田田凡の西南あり。舊記よも、荷田、或は荷田とも書けり。散樂師勝田某、二見、御通村に移らざり、以前ハ、此の所に住居したりとぞ。

定、永財、沽、渡、所、領、治、田、立、券、文、事、
合壹段者、

光明寺所藏文書

在狩田村十三條七市九里十二坪從北二段長
直八大絹壹匹米壹石請納

右件治田故舅權追捕使私章博九代之所領也而代々相承之間敢無他妨爰依有急用承所沽渡於内人坂上吉永如件但至于文畫者依有殘地等不相副後日案文可相副仍爲後代立券文以辭

又壽元年十二月廿七日

沙彌花押

瀧原宮宮掌内人花押

并子相知橘いぬ

件治田内半二女子雖令處分返收沽却了至于直者渡二女子了

沙彌花押

氏經神事記嘉吉二年九月條

十五日懸力稻役田大畧在狩田當年國方神郡被發向

鴨下神社

同所坐せり皇大

皇大神宮儀式帳

鴨下神社一處

大水上兒石己呂和居鴨比古鴨比賣命形無

右神社太神宮司造奉而祝無

野篠

勝田の西よあり熊野街道あり建久年中行事よ神宮幣馬の藪を此の所より調進せし由見えたり

祭主故墟

同所にあり其の地今詳ならず太神宮例文に治曆四年在職の祭主大中臣元範を野篠と號せし由見えたり此

田宮寺

野篠の南あり

富向山田宮寺

同所あり真言宗の古刹あり

傳へ云ふ聖武天皇の勅願ふよりて神龜二年九月子僧行基之を草創せりと神護景雲年中焼失して長く中絶せしを長徳年中一禰宜荒木田神主氏長再興志たる由内宮引付に見ゆ維新の後廢色たり或も云ふ此の地も田乃家神社の舊地ならむ

山神 田宮寺の西南あり。鴨神社よりて、
名づけしや。舊記に、山上と記せり。
鴨神社 同所より、坂路十六町を登る山の巔に坐せり。皇大神宮
の攝社あり。社殿の東に、岩窟あり。後、狢の口を開ける如
し。奔泉、其中より涌
出せり。實に奇觀あり。
皇大神宮儀式帳

鴨神一處

稱、大水上、兒石己呂和居命、形石坐、同内親

正殿二區、長各一丈、廣九尺、高五尺、玉垣二重、長九丈二尺、

坐地五町、四至、東南西山、北公田、

延喜式太神宮所攝廿五座

社記

鴨社

鴨社

在城田、郷山上、村、前

神名祕書

鴨社

大水神、兒前社、在城田、郷

内宮遷宮記

文永四年三月七日、鴨社御遷宮也。周防國、沙汰

城趾

同所あり。天文年中、北畠國司の
臣池山伊賀守の占據せし所あり。

積良

山神の西あり。舊記
に、津布良と書けり。

神鳳抄

積良御牧

津布良神社

同所に坐せり。皇太
神宮の末社あり。

皇大神宮儀式帳

津布良神社、大水神、兒津布良比古

山宮神事場

同所あり。荒木田の氏人
祖先の祭を行ひし所あり。

此の地も、荒木田氏祖先の墳墓あり。一門の始祖、祿豆佐保麻呂、大寶元年在職

は、推尾谷二箇所、二門の始祖、祿豆田長和、銅二年在職、東谷、中谷、西谷の三

箇所にて、毎年三月初廿卯の日、氏人山宮祭を行ひし由、建久

年中行事に見えたり。其の後、兵亂相續き、祭祀中絶せり。何の頃

よ、宇治の小谷といへる所、勸請してより、近年まで、連綿と

して血食せり。第五卷小谷の
所参照すべし。

因ふ云ふ。此の地を、つばらと云へるも、倭名鈔、培塿を、豆牟

禮と訓み、儀式帳の忌詞、墓を、土村と云ひ、太神宮本記に、圓

奈有小山支其處乎都不良止号支ともあり土を丸く積み
て築きたる墳墓即つ此多き村なるが故なるべし。
建久年中行事山宮祭條

除當番彌豆之外正權任參向供奉二門氏人者城田郷内
字津不良谷祭谷三个所也官首替東谷祭其外中西谷打
替打替各年祭也無社只地上石居置其上祭也三个年間
无氏人之闕於一谷祭之時稱宮立殊勝祭也其後以博士
令申詔乃也

矢野積良の東北よりあり。西宮祇宜轉補次第記より承暦二年在職の
一祇宜荒木田神主氏範を矢乃長官と稱する由見えたり。此
の地は住居せ

田乃家神社同所より坐せり。皇太
皇大神宮儀式帳
神宮の攝社あり。

田邊神社一處
稱太神御滄川神形鏡坐大長谷天皇御宇定祝

正殿一區長一丈廣九尺高五尺御床一具長四丈高五尺廣二尺五寸前社二宇

長四尺高二尺廣三尺六寸御門一間長四尺廣七尺玉垣二重長八尺坐地一町

九段三百四十步東限五百木部淨人家并
小道南限道西北限公田

延喜式太神官所攝社四座
社記
田乃家社在同郷矢野村前社

神名祕書
田邊社太神御滄川神前社
在城田郷矢野村

蚊野矢野の北よりあり。餘野街道あり。此の地松林
敷十町小豆色也。土俗蚊野の松原といふ。

蚊野神社同所道より北敷町より坐せ
皇太神宮の攝社あり。

同御前神社殿舎中絶してより蚊野
神社の同殿小坐せり。

蚊野社一處
稱太神御滄川神形鏡坐大長谷天皇御宇定祝

正殿一宇長一丈廣九尺高五尺御床一具長四尺廣二尺五寸高一尺瑞垣一重
長三文御門一間長八尺廣四尺五寸高七尺玉垣一重長三文高七尺前殿一

宇、長三尺五寸、廣二尺四寸、高七尺、坐地二町、四至、東、澤、并、島、南、西、道、北、島、

延喜式太神宮所攝廿四座 社記 蚊野社、在、田邊、鄉、蚊、

神名秘書 蚊野社、太神、御、蔭、川、神、也、前、野、村、前、社、

東原 蚊野、社、在、田邊、鄉、村、

神鳳抄 原、御園、

朽羅神社 同所の北田圃の森に坐せり。皇太神宮の

皇太神宮儀、式帳 久麻良比神社一處、

稱、大歲神、兒千依比賣命、形石坐、同内親王、御世定、祝、

正殿一宇、長七尺、廣四尺、高五尺、以板、菅、奉、玉垣一重、長三丈、坐地、

二段、四至、東南、公田、西北、溝、

延喜式太神宮所攝廿四座 社記 朽羅社、在、田邊、鄉、原、村、

神名秘書 朽羅社、水神也、在、田邊、鄉、原、村、

涌福智山國東寺 同所より南に當る國東山あり。天台宗、

同寺牙藏文書 為當寺寄進、現米貳拾俵、毎年無懈怠、以此折紙、可被請取、

於神前御祈禱不可有御油断之状如件、

元和三九月廿八日

藤堂和泉守 高虎 ○虎の字ハ、花押あり、

國東寺 法印 上旨

禪也法印といふめる人、寺に籠りぬるよりの返事に、

寺の名も國をつらぬる山なれ、世にさくあふがざらや 國 永

神鳳抄 久津賀御菌

百瀨瀑 東原宇大平あり。高一丈六尺、中三尺、下

國東河内池 同所宇國東河内あり。周回六百六十八間、面積一

西外城田村 本村、大字野中、田中、森庄、夫田、笠木、土、

羽相鹿瀬の総林あり。多氣郡に屬せり、

野中 東原の西小續ける街道あり。古ハ西原といひき。神鳳抄、并不明曆繪圖よも、度會郡とあり。村の中央ある岐路を、左に取る時、根

木坂を越えて、相鹿瀬、柳原に至るべし。是、往古、倭姫命の御巡幸ありし古道あり。

神鳳抄 野中、御菌、一石、九、十二月、

どちが池 同所字トチガ池に在り。周回、千二百七十八間、面積、二万九千九百五十三坪。野中、田中、森庄等の水田二十一町餘

の灌漑に供せり。

檜皮池 同所字檜皮池に在り。周回、八百五十三間、面積、一万六千四百八十五坪。水田十五町餘の灌漑に供せり。

矢田 野中の北にあり。

神鳳抄

矢田、御厨 矢田、檜皮尾、御園、一石五斗

森庄 矢田の東にあり。

相鹿木多御神社 同所、座せり。土俗、八王子と稱す。

延喜式

相鹿木太御神社 同書齋宮式、相可中社

土羽 森庄の東にあり。

御船神社 同所、坐せり。皇大、神宮の攝社なり。

倭姫命、坂手國より、船にて出で、まゝ志よ、河盡きて、其の水さむかりけせば、寒川と名づけ給ひき。かくて、御船を留めさせ給ひて、御船神社定の給ひ、此の所より、陸路を巡行し給ひきとぞ。今、寒川の川筋を按ぶるに、こは川も、多氣郡佐奈の南山より流き出で、田中、森庄二村の間を貫き、土羽の南を過ぎ、上下田邊の南を經、田丸城山の南に至りて、二派に分る。本流を、城山の東を、北に回り、三橋、長更二村の西を過ぎ、湯田の西、大佛山の南を、北に折きて、小俣、新田の西、明野に東ある高橋を經、上野依の南よて、派流と合し、磯村に西、下野依の東を過ぎ、有瀧の東よて、海入る。此の寒川を、何の頃より。音便よて、さうがうと稱せり。卷小、俣村、総郷川の、處、参照せべし。

太神宮本記

從其處幸行河盡支其河之水寒有支則寒河止号支其處

御船留給互即其處仁御船社定給支

皇太神宮儀式帳

御船神社一處

稱大神乃御蔭川神形無倭姬内親王代定祝

正殿一宇長七尺廣五尺高八尺五垣一重四方各坐地二町四至東南

公田西百姓家北御刀代田

延喜式太神宮所攝廿四座社記御船社在有尔郷土

御船社大神乃御船神也

笠木土羽の西南にあり

倭姬命土羽村より陸路よて此の所不至り給ひし時俄も雨降り出でしを御笠を服給ひきよりて加佐伎と名づけられきとぞ

太神宮本記

從其處幸行時御笠服給支其處乎加佐伎止号支

神鳳抄

内宮笠服庄一石笠服御房外宮前野御園一斗

神領目錄

大歳御園笠服笠服御園一斗

相鹿瀬野中の西南にありて官川よ沿へり七箇谷よ通ふ渡船場あり舊記よも逢鹿瀬とも相可瀬とも書けり

倭姬命笠木より野中を経て根本坂を越えさせ給ひ此の所に至り官川を渡らむと給ひし時鹿のあむら流き来しを穢しとのり給ひて遂に渡らせたまきざりきそれより逢鹿瀬やを名づけたりとぞ

太神宮本記

從其處幸行大川瀬乎渡給止為余鹿完流相支是穢惡止

詔天不度坐其瀬乎相鹿瀬止号支

同日朝巡向神主為祭使奉相具官幣共御鑑參詣瀧原宮

建久年中行事六月廿一日條



倭姫命御笠を服給ふ圖



今夜相可瀨館一宿

太神宮諸雜事記

寶龜二年九月廿二日、大風洪水仍瀧原宮祭使并内人物忌等不堪參宮志於逢鹿瀨西小野彼御幣祭乃悠基御饌次第御神態直會勤奉仕了

神鳳抄 相可瀨御菌

逢鹿瀨寺舊趾

同所字廣と云ふ所は在り。今も、往古瓦を掘り出すことありとぞ。

天平神護三年此の寺を以て永く大神宮寺となすべき旨宣旨を賜ひまた寶龜六年に同寺此僧侶大神宮の御贄を穢し奉り志罪によりて大神宮寺を停止し飯野郡に移すべき宣旨を下されし由共ふ太神宮諸雜事記に見えたり

太神宮諸雜事記天平神護三年條

同書同條

十月三日逢鹿瀨寺永可為太神宮寺之由被下宣旨既畢十二月月次祭使差副別勅使以逢鹿瀨寺永可為太神宮

寺之由被祈申皇太神宮畢宣命狀具也

同書寶龜六年條

六月五日神民石部楯樺同吉見私安良等字逢鹿瀨仁之

漁鮎之間逢鹿瀨寺小法師三人自寺出來恣打凌楯樺等已了仍楯樺等訴申於司廳申文云二所太神宮朝夕御膳料漁進依有例役各隨身網鉤等行臨逢鹿瀨川為漁之程件寺法師三人并別當安泰之童子二人等出來且打穢所取御贄且陵礫神民等也者隨則以同七年二月三日訴申於神祇官仍奏聞於公家隨則左大臣宣奉勅永可停止神官寺飯野郡可破越宣旨已了官使左史生小野宿禰也

神鳳抄 相可瀨寺御菌

中川村

本村を大字長原坂井麻加江田口注連指の總称あり度會郡に屬せり。

麻加江

官川を隔て、相鹿瀨の南あり。

神風抄
麻加江御菌

長原
麻加江の東南にあり。立花といへる属邑あり。

神風抄
立花御菌

長命寺
同所あり。禪宗あり。

注連指
長原の西南の山間にあり。

四十八瀑
同所神岳にあり。其の中、最も高きものを、倉根滝といふ。高さ、五丈、潤さ、六尺ありて、頗る壯觀あり。然るに、地、僻遠、あれた、來遊す、るもの稀あり。

佐奈村
本村ハ、大字仁田、西山、五佐奈、四神田、油夫、五桂、平谷、神坂、前村、長谷の総称あり。多氣郡に属せり。

此の地を、上古、佐那縣と稱し、曙立王の子孫、佐那造の居住せし舊蹟なり。其の名、古事記に見えたり。また、太神宮本記に、大御神飯野高官は座し、まゝ志時、佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、参り相ひて、國の名を答へ奉り、神田神戸を進りし由見えたり。

太神宮本記

次佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、汝國名何問賜答、白久許母理國志多備之國、真久佐牟氣久佐向國止、白足進神田並神戸。

油夫
野中、續ける街道あり。此の村を始め、西山、仁田、二井、五桂、平谷、前村、神坂、長谷の九ヶ村を、佐奈谷と稱す。

火地神社
同所坐せり。産土神なり。

延喜式
火地神社
同書齊官式
火地社

西山
油夫に續ける街道なり。

仁田
西山に續ける街道あり。

佐奈神社
同所道の左に坐せり。仁田、五桂の産土神あり。土俗、大森社といふ。

神名帳考證に、今在、佐那、仁田村、西稱、大森社と見えたり。祭神ハ、佐那縣造の速祖曙立王命を祀りしとあるべし。また、玉垣の内、奈良殿と稱する一社坐せり。此を、手力男神を配祀したるからむ。社地

は、實に、千古の風致を存せり。

古事記
次手刀男神者坐佐那縣也

延喜式
佐那神社二座
同書齋官式
佐那社二座

二井
同所字井戸世古あり。一は清み、一は濁き。傳へいふ。僧空海の堀らめし井ありと。

五桂
仁田の南にあり。

五桂池
同所の西南に在り。周囲、二千六百六十四間、面積、十九万四千九百六坪。五桂、兄國、弟國、河田、西池上、東池上、五佐奈、西山八村の水田百二十四町歩餘の灌漑に供せり。傳へいふ。寛文十二年十一月十八日、朝長新田を開墾せし時、此の池を堀り始め、七年を経て、延寶六年三月十九日、に至り、全く功を竣へたりとぞ。

平谷
仁田に續ける街道あり。此の邊、多く、蜜柑を産す。

須麻漏賣神社
同所道の右なる岡阜の上坐せり。土俗、一之、大官といふ。神名帳多氣郡四十五所の第一なれば、かくいふ。

延喜式
須麻漏賣神社
同書齋官式
須麻留賣社

前村
平谷に續ける街道あり。此の處より、丹生、大石、仁柿、多氣等を経て、大和宇陀郡に出づる道あり。

神坂
前村の北に在り。

神坂御蔭
神坂の北に在り。

摩尼山金剛座寺
同所北の山巔にあり。天台宗あり。傳へいふ。白鳳九年、藤原不比等の創立せる所ありと。應仁年間、祝融の災よかり、堂宇、寶物、記録等、盡、烏有となれり。其の後、万治年間、僧良珠、之を再建せり。即今の建物あり。

長谷
神坂の西にあり。

丹生山近長谷寺
同所山の巔にあり。真言宗あり。

此の寺、大和の長谷寺を摸したる者ありと云へり。創始の年月、詳ならず。元祿年間までは、丹生の神宮寺に属したりき。今又天曆七年の資財帳を藏せり。施入沼田の四至小字等に就き、考證とすべきもの多し。其の他、北島國司、及羽柴、稻葉、藤堂等の諸氏より

實錄近長谷寺堂舍并資財田地等事

合

堂壹院

檜皮背 高二丈三尺五寸 妻二丈六尺 法名光明寺

長二丈六尺

三面庇

高一丈二尺 長五丈六尺五寸

妻三丈一尺

香蘭三面

南面長六丈四尺 東西妻長三丈六尺三寸

(中畧)

一 寺山四至

限東其作橫奉 限西舟生中山

限南舟生棟河段呂 限北島瀨小俣島居

氣氣那相可卿廿六条三疋田里五坪二段 惣肆段八坪二段

四至

東限福田寺田 西限子午畔

南限卯酉畔 北限公田

宇常供田田舍垣内者

五坪貳段之四至

東限子午畔 西限福田寺田

南限打酉畔 限北公田

右治田飯真堂十以去寬平七年正月十三日施入 在石文 (中畧)

以前堂舍并資財田地等略勘定如件但件寺元者恭俊之

先祖正六位上飯高宿祿諸氏法名佛子觀勝之御蔭存生

間勸内并近親等以去仁和元年所達立自尔以降資財等也

此帳可為後代流記但本願施入田地存別紙仍錄大略此帳

天曆七年

歲次

美月二月 十一日

座主東大寺傳燈大法師 在石

別當延曆寺傳燈滿位僧 在石

本願施主子孫

相模守後五位下藤原朝日 在石

正六位正六位上大中兄朝日 在石

正六位上藤原朝日 在石

正六位上大中兄朝日

後七位上藤原朝日 在石

仲田畠光明寺施入明白也仍在地加隆著

散位大中口 在川

膳原部

飯馬宿社 在列

飯馬宿社

破部

破部

郡判

件田畠任施入文在地澄若明白也仍与列度

到案 文德二年十一月十七日

大領勘路使外正六位上曾元勝

少領檢校外使八位下廣運公

檢校後七位下中廣慶公

寄せられ祈願狀教通あり。今其の一二を掲ぐ。

同寺所藏文書

丹生泊瀬之儀、祈禱所之事候間、諸事如前、被仰付候、永代

不可有相違、猶津田掃部助可申候、恐、謹言

天正三十一月廿八日

信意 花押

丹生泊瀬寺

真海

同書

勢州南五郡之中、從關白様就、被下候、雖為堂舎佛閣、寺領

一圓、致、關所事に候、然、共丹生泊瀬寺者、和州泊瀬寺十一

面觀自在薩埵之御衣木一体分身として、上代より、卅三

身之御威光もあらたなれむ、貴賤群集して、門前市をな

すよ、及、聞候、然、共五、百歳末世濁亂の志る、りや、山

中坊中悉、退轉せり、時節お色は、不及了簡、事也、國中無

雙之觀音堂退轉候得む、公私外聞、實不可然事也、山を、可

致、寄進候、問、是をたよりとして、觀音堂、無、退轉之様、可
有、才覺候、猶、以、委敷事者、一、花院可、申、恐、謹言

正月十八日

羽柴侍從

氏郷 花押

丹生泊瀬寺真海法印

家集

丹生の初瀬、花を見おろす、枯れたる
木より、花咲くと、ちのひの有るを、に、

枯きず咲く梢の花よこの寺は春を幾世のかぎりとほまる

國 永

相可村

本村、大字荒崎、河田の総林あり。多氣郡に屬せり。

相可

仁田の北に當り、稻田川を隔て、射和
に對せり。古は、相可郷の本邑ありき。

此の村、素封家多くして、市街をなせり。坊間小、多氣郡役所、相可
警察署、松坂區裁判所、相可出張所、相可收税署、郵便電信局、尋常
小學校等あり。

伊蘇上神社

同所ある字磯部寺
に坐せり。村社あり。

神名祕書首書に、伊蘇宮、在、多氣郡逢鹿村字古宮本と見え、また、
神名帳傍註考證よ、今上相可磯部寺前、森中社、云ともあり。往昔、

此の社は傍小磯部寺といふ大寺ありきとぞ。

延喜式

伊蘇上神社

同書齋宮式
伊蘇上社

相鹿上神社

同所ある字内畑に
坐せり。郷社あり。

延喜式

相鹿上神社

同書齋宮式
相鹿上社

千鳥瀬

相鹿上神社の南
ふる細流をいふ。

傳へいふ。昔、僧西行、此の邊を行脚せる時、一の伴僧あり。宿を求
めむとして、村ふ入りて歸り来ず。西行待ちりびて、此の流を涉ら
むとす。伴僧、漸来て呼び止めたり。折しも、千鳥の聲聞えんば、
西行、つるれぬる我を友呼ぶちどりが瀬越えて逢鹿よ旅寐、

そまれと誦したる所なりとぞ。

相鹿牟山神社 同所ある宇牟山に坐せり。土俗ボウ山神といふ。宇尔日記よハ、あふらむ山の宮と記せり。

延喜式

相鹿牟山神社二座

同書齋宮式 相鹿牟山社二座

無量山見陽院磯部寺舊趾

伊蘇上神社の前は在り。天台宗の古刹ありしを、今ハ廢きて、浄上寺に合併せり。

近長谷寺所藏天曆七年資財帳

多氣郡五相可里卅一坪垣内一處、字石出垣内、

四至、東限磯部寺領地、南限大道、西限長社并大畔、北限櫛田河岸、

右垣内藤原乙御去延喜十九年二月二日施入、

嘉曆三年公卿勅使記

於相可磯部寺有合戰

涵翠池 同所字安目あり。周回八百五十五間、面積一万三千十四坪。水田七十町餘の灌漑に供せり。

相可村元標

三重縣廳 七里二十五町、

津田村

壹里七町、

飯野郡射和村壹里十壹町、

神山村

齋官村 壹里廿九町、

西外城田村 壹里廿三町、

佐奈村 壹里八町、

荒蔭 相可の東あり。

神風抄

荒蔭御菌

兄國 荒蔭の東あり。中世は飯野郡に屬せり。第一卷兄國郷の所は辨せり。

伊呂上神社 同所又坐せり。産土神あり。勢陽俚諺、三國地誌、五鈴遺訓み、イロエも、兄ふりと謂ひて、此の社に配せり。されども、古屋草紙にも、イロトと訓みて、弟國に坐すと記せり。又、同郡八木戸

記して、後考を俟つ。

池上 兄國の東あり。東西の二村に分てり。

神風抄

池上御菌

神領目録

池上御園、一石五斗、内六、九、十二月、度進之。

朝長あきさき 西池上の北にあり。同所よ、
参官鐵道相可停車場あり。

神鳳抄 朝長御齒

河田かた 朝長の東
南にあり。

神鳳抄 河田御齒

古墳ふるみ 同所ふる字板倉山の中腹にあり。土俗、平忠
盛の墓といふ。此の邊、石窟墳墓の類、數多し。

倉古池くらこのいけ 同所ふる字倉古にあり。周回、二百七十五間、面積、五
千四百十三坪。水田十八町歩餘の灌漑に供せり。

津田村つたむら 本村を、大字佐伯中、三匹田、四匹田、
井内林、鋏形、牧村、津留の總稱あり。

四匹田よひきだ 相可の西
にあり。

此の村は西よ、三匹田と云ふ村あり。古は一村よて、匹田とのみ
云ひき。中世、班田の制起りしより、この村、多氣郡十六條の三里
四里に當るを以て、古田券小里此字を省きて、十六條、三匹田、
同條、四匹田とせり。ざるを後、自然に、村名よ冠らせて唱ふる事

やなり、終に、二村の名とはなれるあり。

近長谷寺資財帳 畠多氣郡 飯高、豊子施入

十六條、三足田、里、廿坪、内、四段、二百歩、

四至、東限、西坂、大道、南限、大道、北限、福田寺、田、

同書 十六條、四足田、里、十九并、廿坪、壹段、

四至、東限、磯部寺、治、南限、故丹生松徳宅、西限、官
守寺、地并、佐奈山寺、治、田、北限、故相可藤判官

忠助

東池あづかいけ 同所字杉内さしうちに在り。周回、五百八十一間、面積、一万千
三百六十九坪。水田二十三町歩餘の灌漑に供せり。

子得岩こといわ 同所字脇田わきだにあり。一に、子賣岩こうりわ、また、名付岩なづけいわとも稱せり。土
俗、子を産むとき、七日の内よ、其の子を懐きて、此の岩の

邊にへら至り、往來の人よ、
名を請ふ習慣ありき。

三匹田さんびきだ 西よあり。

樋口谷池ひぐちだにいけ 同所字樋口谷ひぐちにあり。周回、三百六十四間、面積、六千
八百五十二坪。水田四十二町歩餘の灌漑に供せり。

井内林

三匹田の西あり。

林神社

同所宇宮内に坐せり。村社あり。

延喜式

同書齊宮式

月本池

同所宇月本あり。周回、四百四十二間、面積、八千五百六十二坪。水田十八町歩の灌漑に供せり。

牧村

三匹田の西あり。舊、飯野郡に属したりき。和名、類、聚抄にも、上、枚、加、無、都、比、良、下、枚、と見えたり。

神鳳抄

牧御菌

同所あり。傳へいふ。北畠國司の臣、岡小四郎の據りし所ありと。

津留

牧村の南あり。櫛田川に沿へり。渡口を過ぎて、丹生に至り。大和比長谷街道に合す。此の地、舊、飯野郡に属したりき。近長谷寺資財帳

廿條、一、津留里、卅六坪、内、治田三段二百歩、宇小上古部

四至、東限、同領、南限、岡、北限、道岡、西限、溝

右治田大法師泰俊、為、除病延命奉施入

丹生村

津留の南あり。舊、飯高郡に属したりき。今も、多氣郡あり。本村を、丹生一村とて成立せり。

此の地、嶮峻たる山嶽、四面を圍り、中央部を、平行ふして、市街をなす、酒樓、茶廬多し。其の他、神祠、佛刹、鑛泉、丹坑等あり。櫻花楓葉の候も、遊客曳杖の一勝區なり。

丹生八景

詩歌、俳句等の作詠多かれど、今も、之を省きて、たゞ、題目のみを掲ぐ。

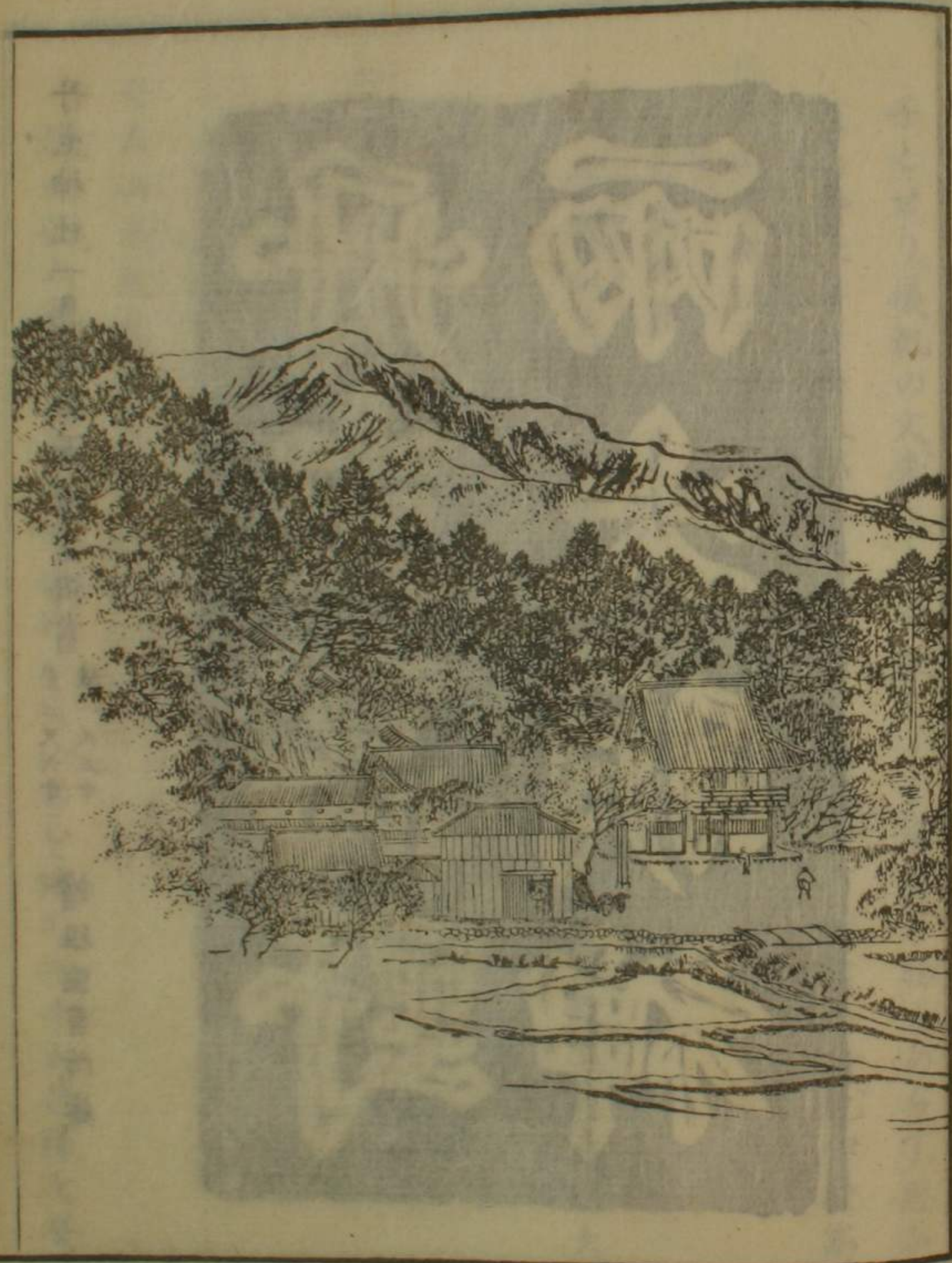
社頭、春色、神宮、晚鐘、星淵、螢火、潮澤、流筏

上田、秋月、山口、水銀、局嶽、積雪、長谷、夕照

丹生神社

同所宇宮、山に坐せり。二社あり。左は、丹生社、右は、高野社と云へり。城内、古樹森鬱として、千年の風致を存せり。

丹洞夜話、此の處に地主神たる事決せり。其の故も、丹砂、及水銀を産す。我が朝に於いて、又、あゝを捨て、何處ぞや。此の處に住み給ふ神故も、丹生津姫とも申し奉る。所の名も、丹生と云ふ也と見えたり。又、神名帳考證も、祭神埴山比賣、命とあり。丹生大明神儀軌も、丹生社を、丹生津姫と、高野社を、吾太郎王



丹生神社並神宮寺之圖

丹生神社一鳥居額面僧空海書

竪二尺六寸
横一尺五寸

檜垣圖書所藏

丹生高野
大明神

子とせり。儀軌の文素より荒誕にして、當時此物とあらず。思ふ

み高野社といふも、弘仁七年、僧空海神宮寺創建の時、紀伊此高

野山に倣ひて勸請せしものならむ。

延喜式
丹生神社

本朝年代記
嵯峨天皇、弘仁八年、天下旱、同十年、祈、伊勢丹生神、雨、秋大

雨、又祈晴、

和漢合運
丹生大明神、繼體天皇十六年、垂跡、伊勢國、

丹生中神社、同域内、坐せり。傳へ云ふ、金山彦命を

延喜式
丹生中神社

白玉椿、玉垣の前、あり。土俗、神木と

丹生山成就院神宮寺、同所、字、宮山、にあり。

傳へ云ふ、寶龜五年、僧勤操、始めて、一字を建て、千手大悲像を安

置せり。今、観音堂の本尊あり。弘仁七年、僧空海、錫を此の地ニ留め、高野山に摸して、七堂伽藍を創せりと、其の後、教度比兵燹ニ罹り、今は僅よ、大師堂、藥師堂、觀音堂、經藏、二王門等を存せり。毎月廿一日ニ、當寺什物遠近より参詣する者絡繹たり。

般若心經 卷末よ、天平十四年壬午曆三月五日、僧行基(花押)とあり。

同 三卷 僧空海の書あり。此の内、巖足心經、最妙ありとす。

同 卷末よ、永萬元乙酉歲三月二十一日、僧文覺(壺形印)とあり。

牙印 方ニ寸、魏國之寶と刻せり。丹坑桶 手付よて、蓋あり。古色掬すべく覺ゆ。別よ、圖を出せり。

此の他、數品あれども畧しつ。

丹生礦泉 井の如くなせり。晝夜時を違へず湧出す。

傳へ云ふ、僧空海の發見志たる所ありと、故よ、弘法湯といふ。又、御潮井とも稱す。近傍に、入浴場を設け、患者の需よ供せり。浴客、

一箇年、大約六千人以下らずといふ。内務省衛生局の分析表、左の如し。

泉質、鹽類泉、

無色透明ニシテ、味、軟甘ナリ。其ノ反應ハ、畧中性ニシテ、煮沸スレバ、白濁シテ、亞兒加里性ヲ為ス。

一リートルル中、固形分、二五一六瓦ヲ含有セリ。各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

硫酸加留母	痕跡
格魯兒加留母	〇〇三五〇
重碳酸那篤留母	〇二八六六
格魯兒那篤留母	〇九五六六
硼酸那篤留母	著明

重碳酸加爾叟母 ○三七二六

重碳酸麻屈涅叟母 ○一〇四三

重碳酸亞酸化鉄 痕跡

礬土 ○〇三五四

硅酸 ○〇五二三

炭酸 著明

有機物 少量

固形分合計一八四二八瓦

温度五十八度、比重八、攝氏四度ノ温ニ於テ、一〇〇二一四ニ居ル。膝瘡、疥癬、濕氣、楊梅瘡、五痔、其ノ他諸病ニ適ス。

鹽加伎場

丹生神社の乾五町許、河俣川の中央にあり。水上二間四方許の所、茶褐色をなして、潮水常ニ沸騰セリ。土俗忌服明の時、此の所にて解除するを、慣習とす。口碑は傳ふる、空海の歌あり。左に掲ぐ。

細頸の南乃浦よさす潮え丹生の内外のみはありとぞ

鹽垣神社

同所よ坐せり。

丹坑

丹生神社の東南、中尾谷にあり。

此の丹坑の事、續日本紀、外宮神領記、職人盡歌合等よみえた。最古くより、水銀丹砂を掘り出さるべし。明曆三年の頃までは掘り採りし由、長井淨運の筆記に載せたり。其の後中絶せしを、寛延三年三月、舊領主より掘り試み、尋いで、松坂人阿波屋某掘り試みたり。丹脈切まじにや、僅よして止めたりとぞ。今に、保賀口と稱する洞穴あり。入ること十五六間許みて、數箇所、横穴ありや。當時、朱砂を運搬せし手桶、今、神宮寺に藏せり。

續日本紀文武天皇條

二年九月乙酉、令近江國獻金青、伊勢國朱砂、雄黃。

水銀瓶之圖 職人畫歌合模寫

あらまゝのやめよのまゝよほまゝのぬのまゝのくまゝのなまゝのさまゝ

水銀瓶



丹桶之圖 神宮寺所藏

長六寸五分、蓋徑六寸五分、
底徑六寸。



續日本紀元明天皇條

和銅六年五月癸酉、令獻伊勢水銀。

神領目錄

丹生山内上津原御園、毎年上分、水銀五十兩奉之。

毛吹草

丹生山の水銀、異國の外、當所ふあり。并ふ、曆と古きことハ、

伊勢を、他は勝れたり。

怪異辨断

水銀も、朱砂より出づるものあり。朱砂を焼きても出づ

る。又、自然に、地中より出づるもあり。拂菻國は、水銀海あり。

本草綱目承の下に出だせり。日本にも、伊勢國丹生山

より出づるものありと云ふ。

丹生曆

北島國司の曆博士たり。加茂杉大夫の子孫代々、此の地

稱したりき。維新の際、土御門家の所管を解かれ、陰陽師廢せら

れたり。されども、其の家々、今に連綿して、國司の判物、數通を藏

丹生村元標

三重縣廳 八里六町、

多氣郡役所 壹里廿四町、

相可警察署 壹里廿五町、

山田區裁判所 六里拾壹町、

第三師團 廿九里拾九町、

豐橋衛戍 四拾四里廿八町、

五箇谷村 壹里貳町、

津田村 壹里、

川添村 貳里九町、

佐奈村 壹里參拾貳町、

田丸村 四里九町拾壹間四尺、 粥見村 參里拾四町參拾間參尺、

五ヶ谷村

本村も、大字古江、朝柄、片野、波多瀬、車川、

神風抄

五箇山御園

五箇山御園、綿十兩、絹四丈、布等、

古江

丹生の西、古江と朝柄との間にありて、頗要害の山巔あり。北

五箇篠山城趾

古江と朝柄との間にありて、頗要害の山巔あり。北

十年、北畠具視も、曾此れ

波多瀬

古江の西にあて、河俣川は沿

松本史事の事蹟を化國

浪湯の事蹟を化國

河津の事蹟を化國

松本史事の事蹟を化國

松本史事の事蹟を化國

松本史事

松本史事の事蹟を化國

松本史事

波多瀨若趾 同所より、乾に當れる山上あり。北畠

朝柄 波多瀨の南にあり。同所より、飯高郡、櫻見に至る間、櫻峠と

産物烟草 同所より、土質、烟草は適するを以ちて、多

車川 朝柄の南にあり。舊記

大神山に詣づる便路あり。

廿二日、依大風洪水之難、瀧原宮、祭使太神宮、大内人神主

世安、并彼宮内人等、不堪參宮、於宇俱留、万川之頭、悠紀

御饌、御祭直會等之勤奉仕、

川添村 本村より、大字千代、柳原、枋原、新田、神瀬、下楠、上

産物茶、乾柿 此の邊に村あり、農事の餘暇を以て、

枋原 前村より、南八町許に、度會郡神原、不通ずる渡船場あり。

枋原、御菌

生頭谷

前村より、枋原に至る山峽の街道、数ヶ所、板橋を架し、姉妹

建日別神社 同所、宇牟牟山に坐せり。祭神、手力雄命、建比良部命あり

新田 建日別神社より、三町許、南にあり。街道あり。元、枋原、新田とい

柳原 新田の東に在り。古、三宅郷に属したり。傳へいふ、相鹿瀬

千福寺 同所にあり。真言宗古義派あり。本尊、觀世音の像あり。聖

初鳥時、分參向、布衣乘馬、御鑑前立、有警蹕、高聲、御鑑持勤

之、於柳原之御堂之前、晝飯、用

八柱神社 同所

濁川 同所より、水源、車川の山間より流れ出で、禁回して、

神瀬 新田より、街道あり。

神瀬 新田より、街道あり。

下楠 神頼に續ける街道あり。宮川を隔てて、度會郡野添打見の山嶽を望む。

上楠 此の地の北に聳ゆる山あり。古、三瀬谷口といひき。

楠神社 同所より坐せり。

粟生 上楠より續ける街道あり。

小栗生、御菌

八柱神社 同所より坐せり。

高奈 粟生に續ける街道あり。元々、高瀬、奈良井の二村ありき。明治八年四月、合併して、かく名づけたり。度會郡總原より通ふ渡船場あり。

奈良井城趾 同所よりあり。北島國司の臣楠井某の占據せし由、稱名院の記録に記せり。

八柱神社 同所より坐せり。

愛宕神社 八柱神社の西に坐せり。

專念山念佛寺稱名院 同所よりあり。淨土宗鎮西派あり。

七保村 本村も、大字野原、野添、金輪、永會、打見、神原の總稱あり。度會郡一屬せり。

七箇御園

記、北島の被官、此の御園を御領したるを注進せる文書、數通を載せたり。今、其の一を掲ぐ。

一皇太神宮神主

注進可早被成下嚴密御奉書於北島方彼被官族古江

彦右衛門被傳止雅意綺如元以神宮成敗旨令徵納年

中色々神稅物等毎年六九十二月三度御祭同瀧原並

宮祭禮送幣使參向執行神事令專御祈禱忠勤在所七

ヶ御園近年非分押領無謂子細事

右内宮御領七箇御園之事本宮別宮隨一神瀧原並宮兩

官御遷坐之在所也依之七村之内瀧原之里名一村在之

從性古迄至于今依為殊以無止神役所年中神稅物彼所

代官沙汰人等直令運送于神宮例也依之本宮祭禮每度

今參向幣使彼宮祭禮六九十二月廿三日定日也爰近年
北畠中將被官人古江彦右衛門依成非分押領神稅相違
之間為難堪子細之處結句去年之比寄支於左右神宮代
官之族取籠及種々狼藉刺住宅財物以下令沒收云々則
十二月彼宮祭禮于今令延引畢御祈禱退轉之基甚以不
可然此旨趣具北畠方雖令訴訟敢無成敗之儀彌惡逆無
道之振舞無炳誠御沙汰者神領退轉之基後惡難斷絶者
也然早被成下嚴密御奉書於北畠中將方被停止彼被官
人等雅意綺如元以神宮成敗徵納神稅為抽御祈禱丹誠
注進如件以解

長祿三年三月 日 大内人正六位上荒木田神主末久

禰宜正四位上荒木田神主滿久
以下神主九員の
連署ハ之を累ナ

野原

官川を隔て、下楠の東にあり。此の地、及野添

白瀑

同所の南部ある字奥山の東通に在り。高さ、十五丈、濶さ、九尺。
下流に、官川よ入る。大寒の候に至れば凍結して、一大氷柱を

白馬瀑

同所字間所、落合の間、在り。高さ、一丈二尺、濶さ、一丈餘。傳
へ云ふ。古、白馬、此の瀑、比、傍、に、樓、の、り、と、厩、舎、櫪、等、の、形、状、を

野添

野原の西南に在り。舊

打見

野添の西

建久年中行事九月十二日瀧原官參向條

廿二日、瀧原並官祭禮、五六、禰宜、間參向、次第、同、六月、但今
度、幣使、米、三斗、自野原進、人夫一人、自野副、鄉進、途中

打見、郷人夫相替、

三瀬谷村

本村ハ、大字長ケ、下三瀬、上三瀬、佐原、彌起井、上
菅、管合、大ケ所の總村あり。多氣郡に屬せり。

下三瀬

高奈に續ける街道あり。度會郡
三瀬川よ通ずる渡本場あり。

三瀨川 同所の東を流る、奔流あり。宮川の上流より馬せり、舊記
も、御瀨とも見瀨とも書ける。兩岸に絶壁、實に奇觀あり。

倭姫命、宮所を求めむとて、野後瀧原のかへ向てせ給へる時、

下流の相鹿瀨にて、鹿の穴に流き来りし、城厭悪し給ひ、陸路よ

り進ませ給ひあるを、真名胡神参りて、皇女の一行を、小舟に乗

せまゐらせ、瀧原に向ひて、大川の速瀨を遡りふりと云ふ。真奈

胡、御瀨も、即此の所あり。南岸に、御瀨社あり。

太神官本記 從其處指河上、皇行波、砂流速瀨有支、于時真奈胡神參

相此度志奉支、其瀨乎、真奈胡御瀨止号、皇御瀨社定給支、

貞觀二年四月二日、瀧原宮物忌子、自彼宮退出、間於宇御

瀨川流死了、仍父石部高益、以同五月廿八日解任。

三瀨城趾 三瀨川渡口の北岸にあり。北畠國
司の臣長野左京の據りし所あり。

上三瀨 下三瀨に續ける街道あり。此の村端に、石標あり。左に取
りて行けむ、度會郡舟木に通ふ渡船場あり。是、瀧原宮参詣の順路

三瀨御所舊趾 同街道の右、三町許に在
り。土俗、御所屋敷といふ。

此の地、西北に、溪流相繞り、自然の要害をなせり。樹根盤錯せる

所、巨岩磊嵬たり。傍に、小祠建たり。其の南に、平坦の田圃あり。是、

北畠前國司具教の館第を構へて、出棲せし所なり。具教、終に、長

野左京等の為に、弒せらる。其の事蹟も、諸本載する所、聊異同あ

り。今、伊勢國司紀畧を抄出して、左に掲ぐ。

伊勢國司紀畧元龜三年條 夏、茶筴丸、船江より、大河内の城へ移り住す。具教、卿ハ、城を、多

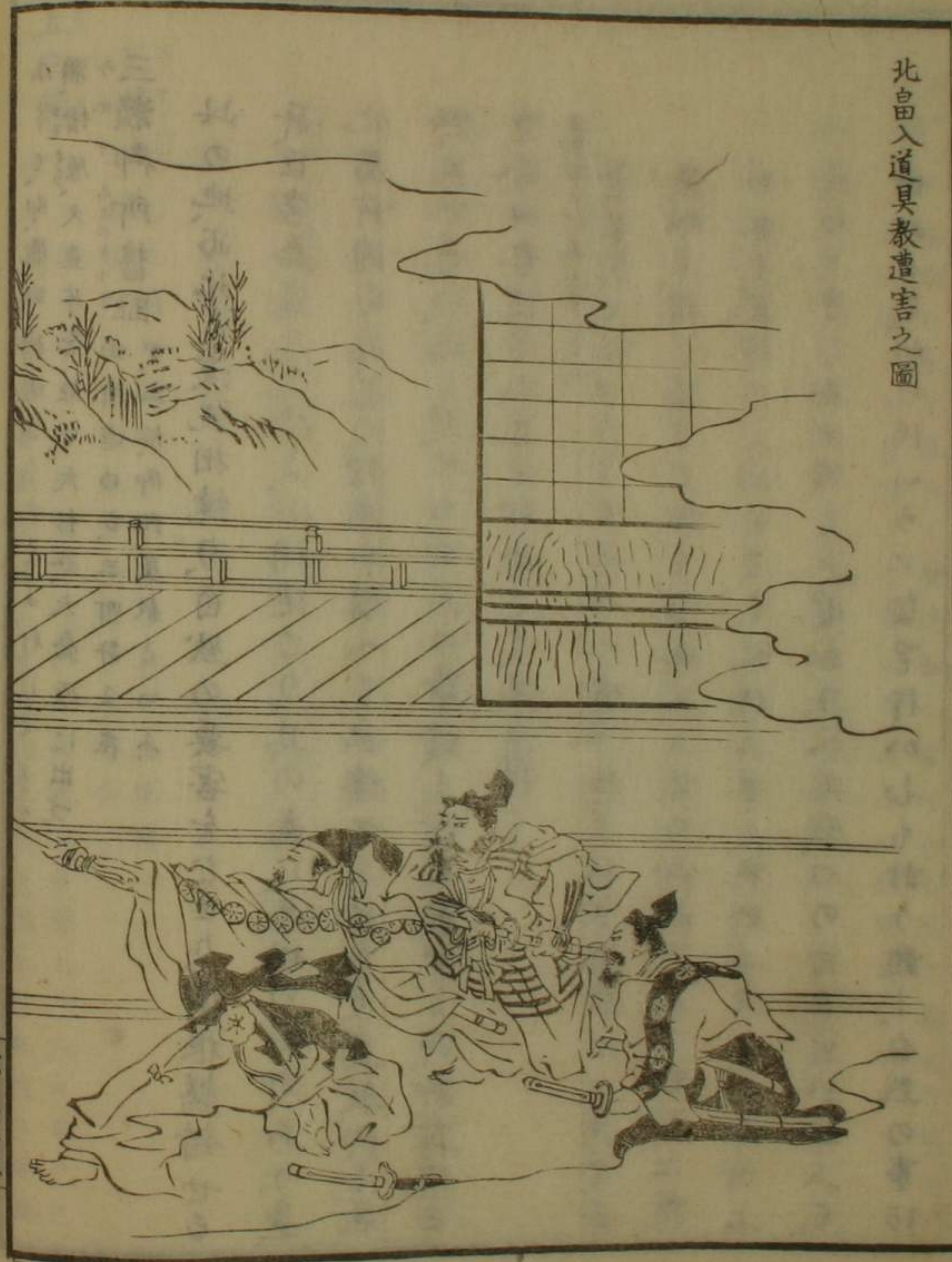
氣郡三瀨に築きて、移り居給ふ。三瀨の御所と申し奉る。三瀨

の谷も、宮川の上にあて、大杉山聳え、熊野、十津川、吉野川上

につらきて、險阻類なき處あり。入道殿、心の内は思ひ給ふに、

世にさま、此の後、いづかなり行かむも計り難し。自然の事、何

北白入道具教遭害之圖



梅翁

アなど、此の山内へ入らむため、兼ねて、かく用意せらる
とあり。○中 入道も、數代連綿たる家をも、他家のためにおし
やられたるを悔しく思ひ給へむ、内々、織田殿と不快あり。是
によりて、三介をも憎み給ひけり。先年、信玄と合體の謀あり
まも、此のゆゑとるや。織田殿も、是を覺り、國司の一族を失
をむ計議ありて、國司の舊臣を語らひて、討手とせらる。まづ
三瀬の御所も、藤方刑部、少輔、奥山常陸介、長野左京進、命せ
らる。藤方は、名代として、其の家臣加留左京を遣す。各領知の
朱印を賜り、誓書を上らむ。此の常陸介も、余吾將軍平維茂
の末葉、奥山平大夫貞兼の後胤あり。今、徳山の城主として、數
代、北畠の幕下なり。其の上、常陸介も、仁義をも辨へたる者な
まを、相傳の主君をうたむも勿体なくとて、途中より、病と稱

して、朱印を返し、直に、かちられたるして遁世せり。残まる三人
の者も、天正四年十一月廿五日の朝、さあらぬ体にて、三瀬の
御所へ参る。入道、何氣なく逢ひ給へむ、長野、つと、座を立ちて、
御持槍をとりてつき奉る。入道も、塚原ト傳、學び給ひて、劔
術の上手なれば、色む、槍をうけとめて、太刀を抜らむと給
ふに、兼ねて、逆意の者ありて、御もかせの刃をひき、固くつめ
置きけむ、入道、手を空しく志て、長野を、はたとみらまへ給
ひ、我、平生、汝も、かゝることをせむものと思ひしが、果して然
りとは給ふ。其の詞もはてぬに、加留進みて、太刀を抜き、う
ち奉る。御年、四十六歳とぞ聞えし。若君の一人も、三歳一人も、
當歳なるをもうち奉りぬ。北畠 きて、左京が家人重内といふ
者、具教卿の御首を持ち行くを、折節馳せ付きたる芝山小次

郎秀時、大宮多氣丸吉守、大久保清左衛門、松井新九郎、同新次郎等見付けて、重内を討ち取り、御首を奪ひ取り、多氣へ葬り奉らむと持ち行く。討手志たひまれるゆゑ、大久保、松井兄弟、栗谷に踏み留りて討死す。其のひまに、多氣丸、小次郎をかけぬ。川股野、口よて、小次郎、其父出羽守と出會へり。此の朝、多氣へも、討手来りしむ、城代左衛門尉政成、三瀬城心元なりとて、出羽守に命じて、三瀬へ往らふめしに、あしよて、此れ有様を見て、出羽守、大に歎きて曰く、汝等、是より、南都へ赴き、東門院へ、此の由を申し、還俗を勧め、ふたしび、當家を超すべし。我も、此に留りて、御所の古あるしを葬り奉りて討死せむと思ふなり。とくくし、せ促しけむ、兩人、南都へ急ぎける。出羽守、追ひ来る敵を追ひ散し、心静ま、御首を、野口

山へ葬り奉り、出羽守、其所に、瀧のありけるを見て、馬を乗りながら、太刀を、口よくそへ、倒に、瀧壺に飛び入りて死小けり。

萬福山永徳寺

同寺過去帳

同所あり。浄土宗あり。應永年中、北畠満雅の創立に係る。元々、慶徳山長福寺といひき。

長福寺殿從一位亞相公祐山常満大居士、永享十二年申七月廿五日、

寂光院殿正三位亞相公祖不智大居士、天正四年十一月廿五日、

智照大童子、徳松丸、三歳、心照大童子、龜松丸、當歳、

安道院光山龍水大居士、芝山出羽守秀定、

古墳

同所路の左側あり。傳へいふ、北畠具教の墳墓ありと、近時有志の輩、此の所に、北畠神社を設立せむと計畫せるよしあり。墳上、碑あり。碑、四尺許の生石よて、面よと、左の如く彫まり。北畠所縁此物とも見えす。

寛永二年

管合 月渡道雪禪定門

十二月

管合

上三瀬の西南あり。元、下管、河合の二村ありしを、近年合併せり。此の地、大臺原より流き来る大河と、阿曾大内山より出

づる野後川と落ち合へる
を以ちて、河合の稱あり。

泉瀑 宇泉あり。高さ一丈八尺。潤さ一尺二寸。桐木瀑 宇風呂の谷あり。高さ三丈。潤さ三尺。西瀑 宇大

新田と管沖との間あり。一丈、不動。木瀑 宇東前あり。高さ七丈。潤さ一丈餘。

大瀑 宇大瀬平あり。二層に下きり。上を男瀬といふ。高さ一丈餘。九丈。潤さ三尺。下を女瀬といふ。高さ六丈。潤さ六尺。

荻原村 本村に大字下真手、上真手、本田、小切畑、江馬、天ヶ瀬、栗谷、管合の西にあり。元、繪馬と書けり。大河の北岸あり。

江馬 管合の西にあり。元、繪馬と書けり。大河の北岸あり。

繪馬 管合の西にあり。元、繪馬と書けり。大河の北岸あり。

天ヶ瀬 江馬の西にあり。宮川の上流あり。此の所、岩群立ち並びたれど、柴薪及木炭等の運送船も、是より上流へ通せずといへり。

栗谷 天ヶ瀬の乾は當れる山中にあり。

岩趾 同所あり。一丈、唐櫃某、一丈、栗谷某の占據せし所ありといふ。

靈符山大陽寺 同所あり。禪曹洞宗あり。緑日にも、參詣する者多し。

八幡瀑 茂原宇下龍鼻に在り。三層下る。上丈、高さ四丈、中丈、高さ九尺、下丈、高さ七丈八尺。潤さ七尺八尺。潤さ七尺八尺。潤さ七尺八尺。

天狗瀑 同所古田あり。高さ四丈八尺。潤さ四尺。瀑の中央に、石ありて、二派と分れり。其の、熊内は流る、ものを、不動瀑といへ。

赤瀑 清瀧宇東彦に在り。高さ五丈一尺。潤さ一丈二尺。

領内村 本村に大字明豆、御棟、小瀧、神瀧、瀧谷、大井、南村、唐櫃の総稱あり。多氣郡に屬せり。

明豆 天ヶ瀬の西にあり。

岩趾 同所あり。明豆新兵衛尉某の採りし所あり。

御棟 御棟木を伐採せし所あり。往古、式年御造營の時、皇大神宮の御棟木を伐採せし所あり。往古、式年御造營の時、皇大神宮の御棟木を伐採せし所あり。往古、式年御造營の時、皇大神宮の御棟木を伐採せし所あり。

權上瀑 龍谷宇地蔵堂に在り。高さ五十一丈。潤さ一丈二尺。

三瀑 同所あり。屈曲して、三層に落ち。高さ三十丈。潤さ一丈二尺。

八知山瀑 瀧谷宇八知山あり。高さ三丈三尺。潤さ一丈二尺。

不動瀑 同所宇雲母谷あり。高さ三丈六尺。潤さ一丈二尺。

不動瀑 南村宇タコラに在り。高さ四丈八尺。潤さ一丈。瀑の中央に、不動の像を安置せり。

不動瀑 同所字ハカセニ在リ。高さ四丈二尺、淵さ八尺。

岩趾 唐櫃に在リ。北畠國司の臣唐櫃某の占據せし所ありといふ。

大杉谷村 本村ハ、大字岩井、檜原、久豆、大杉の総稱あり。多氣郡ニ屬せり。

檜原 瀧谷の西南ニ在リ。此の所より、春日峠を越えて、紀伊の長島に至る山路あり。

久豆 檜原の西南ニ在リ。

口定明神 同所ニ坐せり。神名帳考證ニモ、此の社を以りて、式内萩原神社ニ充てたり。

涼石岩窟 同所水涯を距ること三町許ニ在リ。深さ、四間、高さ、八間、淵さ、十間の岩屋あり。中ニ、石標あり。涼石岩屋禁殺生と題せり。又、其の側ニ、洞穴あり。深さ、五尺。

三瀑 同所字大和谷ニ在リ。三層ニ落し、高さ、四十五丈、淵さ、五尺。

夫婦瀑 字大和谷、及杉澤谷より分れ出で、末ニ合へるを以りて、かく名づけたり。大和谷の方ニ、高さ、三十五丈、杉澤谷の方ニ、高さ、二十五丈、淵さ、各四尺許あり。

瀧ヶ谷瀑 同所字小坂山ニ在リ。高さ、三丈五尺、淵さ、四尺あり。

大杉 久豆の南ニ在リ。數千年の星霜を經たる杉の大木在るを以て、かく名づけたり。

此の地ニ、多氣郡南西の極端ニ位せり。西ニ、大和の吉野郡大臺ヶ原の山嶽に連直し、東南ニ、紀伊の牟婁郡此峯嶺を攢合す。其れ最秀拔ある山を、不動山、西谷山、栗谷山、蔭畫文字山、地池山、池谷山、大熊山、春日峠、迷ヶ塚などやす。此の地、人跡殆絶えて、旦暮ニ聞くものは、唯猿聲と水語やのみ。彼ハ巴蜀の十二峯も、かくやあらむと思ふむらりなり。往年モ、神宮式年御造營の料材を、此の谷ニて伐採せしことありしども、運搬ニ不便あるを以て、近世終に止みたり。今、道の枝折ニ、五鈴遺響を抄出して、左ノ掲ぐ。

五鈴遺響
瀧原宮ノ川上ヨリ、川ヲ涉リ、川合村、下管上菅木屋、コレヨリ、川ヲ涉リ、赤瀧清水、本田木屋、小切島、江馬ヨリ申位ニ、日天八

大杉谷靈木圖



王子社。正面鳥居、次、拜殿。其ノ右、小祠、正面五社。コレヨリ、茂原
熊内、天鹿瀬、野尻ヨリ、三里、天瀬ヨリ、瀧屋へ、二里。瀧屋ヨリ、大
熊谷カマスリ。瀧屋ヨリ、一町許至リ、宮川水源大川ヲ、左ニ望
ミ、右ノ傍ニ、大瀧アリ。瀧ヶ谷ト云フ。里俗、セソヒノ瀧トモ云
フ。又、口定瀧トモ云フ。口定明神ヨリ、七町前ニアリ。瀧、南向ニ
落ツル高、七八尺許、濶、六七間、瀧坪、三間四方、六七尺、巨岩アリ。
此ノ邊ノ大河ニ、温石ヲ産ス。次、口定明神、大河ノ右傍ニ入り
テ、石階アリ。制札アリ。奥定明神モ同斷。本社、境内、堅被、禁止、殺
生、訖、違犯之輩有之者、可、為、曲事者也。享保八年九月日、奉行連
署アリ。口定明神社内、左、新殿本社、右ニ並ビ、古殿。正面鳥居。口
定明神ヨリ、奥定へ至ル、南位三里半。此ノ處ヨリ、奥定へ、谷川
ヲ経ルコト十五六箇所。此ノ處ヨリ、大和國吉野郡鹽ノ八村

へ、山路アリ。此ノ處ヲ、大和谷ト稱ス。口定ヨリ、大河ヲ、左ニ望
ミテ、水涯ヲ攀ギ上ルコト八町。又、左ニ、大河ヲ望ミ、右傍ハ谷
川アリ。父ヶ谷ト云フ。溪水ヲ涉リ、右傍ニ、中定明神坐ス。大川
岸ヨリ、半町許、山ニ登ル處、二社アリ。大杉ヨリ、八町、中定明神
正面鳥居、本社卯辰位向。左ノ傍ニ、高、一丈許、濶、一丈二三尺、巨
岩アリ。此ノ邊、大河へ望ミテ、大岩數箇アリ。各、大サ、五六間七
八間ナリ。川岸ニ臨ミ突出ス岩ヲ、俗、杖ツカズ岩ト云フ。又、駒
ノ足跡ト云フアリ。馬蹄ノ形、石面ニ隱起ス。里俗、奥御前休息
所ト云フ。此ノ所ヨリ、一町許至リ、大河ヲ涉リ、又、山ニ登リ、右
傍ニ、大川ヲ望ミ、聖岩、大川ノ南ノ岸ニアリ。其ノ次ニ、倉本谷、
精立谷等ヲ踰エテ、此ノ所ヨリ、奥定明神へ、一里、此ノ間ニ、檜
繩木屋、桑木谷。此ノ所、直道ハ、大杉ヨリ、紀州熊野へ踰エル道

ナリ。右ノ小徑ハ、奥定ニ至ルニ、谷ニ下リ、谷川ヲ涉リ、又、山ニ
上ルコト一町許。是、桑木谷ナリ。又、大川ヲ、南ニ涉リ、右ニ、大川
ヲ望ミ、大口谷ト云フ。川原、三四町許歷テ、鶯谷ニ至リ、右ニ望
ミテ、又、大川ヲ涉リ、川原ヲ登ルコト一町許。又、大川ヲ、南へ渡
リ、右ニ、大川ヲ望ミ、川原ヲ歷テ、又、大川ヲ渡リ、左ニ望ミ、又、谷
川ヲ涉ル、五六處アリ。此ヨリ、大ガヒト云フ。左傍ニ、炭燒道ア
リ。字ハアナギト云フ處、領主紀州侯炭役所ナリ。奥定ヨリ、二
里、又、桑ノ床ト云フ。右ノ河中ニ、大岩アリ。大貝谷ノ内ナリ。其
ノ次、奥定明神入口拜殿アリ。三間四方許。其ノ所ヨリ、川岸ニ
下リ、手水場ナリ。其ノ川ノ向ニ、大岩アリ。高、百間許ナリ。濶、二
町許。其ノ岸腹ニ、石窟アリ。辨才天ヲ祭ルト云フ。石ヲ切リテ、
祠ノ形アリ。手水河ヨリ、一町許、山ニ登リ、又、三町許、山ニ登リ

テ、鳥居、石階アリ。其ノ上ニ、制札アリ。口定社ト同案ノ文ナリ。

大杉 同所ニあり。回、四丈、高さ、八十五尋ある靈木

奥定明神 同所ニ坐せり。神名帳考證ニ

中定明神 同所ニ坐せり。奥定明

七竈瀑 同所字宮川ニ在リ。七層に飛下せり。高さ、通計、六十三丈四尺。其の一丈、高さ、十二丈一尺、一丈、四丈三尺、一

光瀑 同所字遷宮木屋ニ在リ。高さ、五十二丈、潤さ、八尺あり。

不動瀑 同所字不動谷ニ在リ。高さ、三十五丈、潤さ、五尺。其の左傍、一丈六尺許の石あり。形、不動像ニ似たり。故に、かく名づけたり。

千尋瀑 同所ニ在リ。大臺原群峯より落つる溪流、此ニ至

美濃瀑 同所字美濃谷ニ在リ。高さ、百丈、潤さ、十丈なりと云へり。

西瀑 同所ニ在リ。高さ、三

登飛瀑 同所字鱒谷ニ在リ。高

釜瀑 同所字父ヶ谷ニ在リ。高さ、七丈五尺、潤さ、六尺あり。

飛瀑 同所字堂藏谷ニ在リ。高さ、二十丈三尺、潤さ、五尺。舊、木材運搬

嘉茂助瀑 同所字西谷ニ在リ。高さ、十五丈、潤さ、六尺。龍壺深く

巴瀑 同所字西谷ニ在リ。高さ、十五丈、潤さ、六尺。龍壺深く

瀧原村 本村ニ、大字三瀬川、船木、野後、阿

三瀬川 宮川を隔て、下三瀬に對せり。舊も、多氣郡

多岐原神社 同所渡口の上に坐せり。皇大神宮の攝社あり。そのか

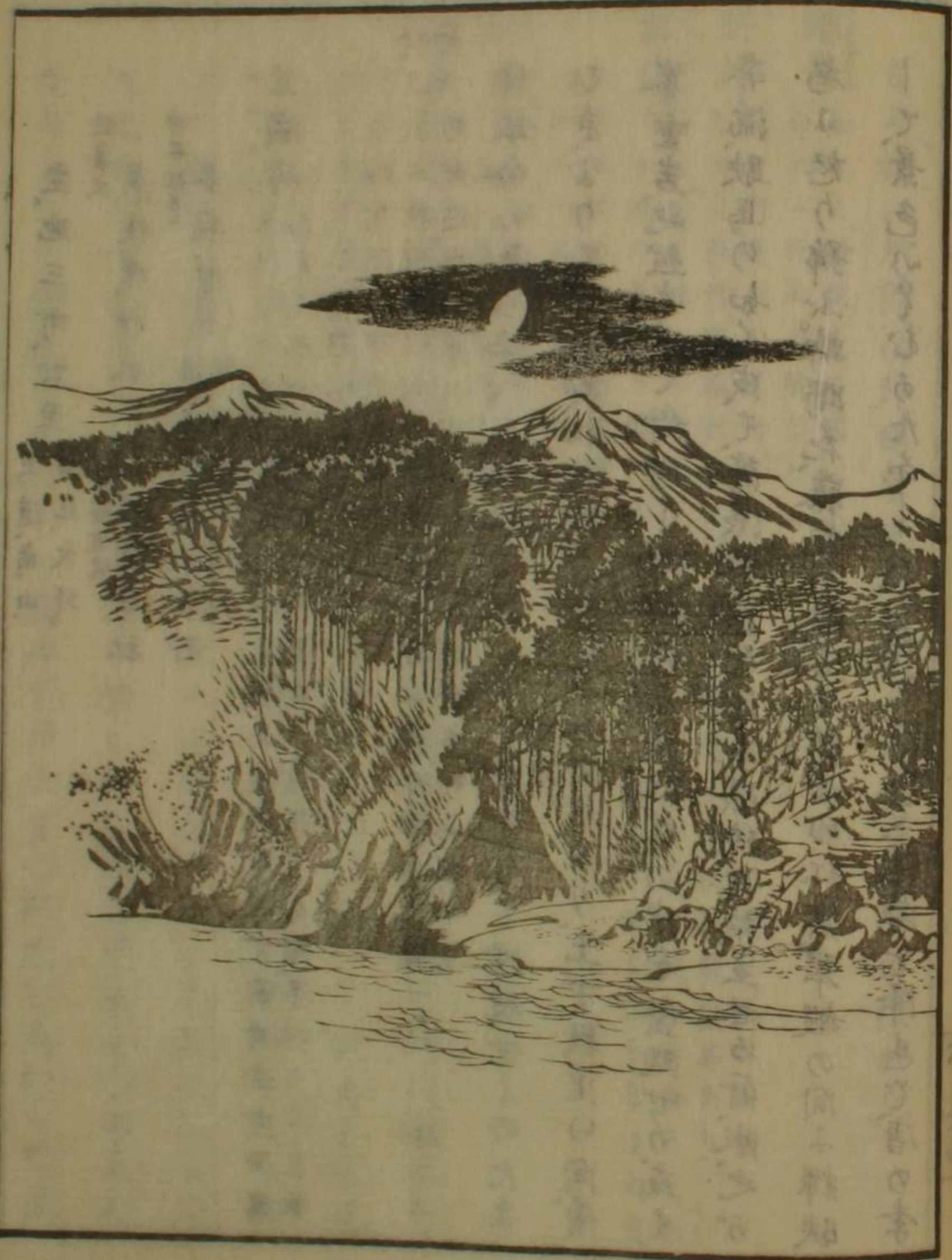
皇大神宮儀式帳

龍原神社 一處、在、三

稱、麻奈胡乃神、形、石、坐、同内親王、

正殿 一區、長六尺、廣四尺、高七尺、玉垣一重、四方各

舟木渡之圖



坐地三町四至、東道南山、西北大川、

延喜式 多伎原神社 同書齋宮式 多伎原社

神名祕書 多伎原社、麻奈古神、一名御

三瀬峠 同所より、野後より越ゆる山路あり。近年まで、熊野道者、西國

巡禮及紀伊牟婁郡より魚荷を運搬する者、皆此の道を取

りたり。今、新道によりて、此の路を行くもの、甚稀なり。

船木 野街道あり。舊ハ、多氣郡ありき。今、本郡に属せり。

倭姫命の乗り給へる御船損せしむむ、木をもて修理せしめたま

ひき。よりて、舊も御船本村といひき。此の地より、上下數里の間、層

峯重岩、屹然として對峙し、浩瀚たる長江、其の中を盤廻せり。或は

奔湍、駛馬の如く、或は、蕩漾、靛藍を浮ぶ。礫碓、此族立せる所、水之

為に怒り舞ふ。躑躅花、藤花の候も、箇々の紅紫、翠赭の間、輝映

して、景色をむむのたか。又、小舟を浮べて、急灘を降る、唐の李

白が詩に所謂、兩岸猿聲鳴不住、輕舟已過、万重山の想あり。

櫻鼻 船木と、野後との間にあり。傳へいふ、倭姫

命の一行、此の所より上陸し給ひきと。

野後 熊野街道あり。里村、岩内の二區に分てり。坊間、山田區裁

判所出張所、龍原村役場、郵便局、尋常小學校、祖靈殿等あり。

龍原宮 同所より鎮り坐せり。皇大神宮の別宮あり。宮域、六町餘あり。數

十抱の老杉古槽、天日の影を障へ翳して、晴日も、なほ、雨雲

の去來することあり。實に、神仙の境と云ふべし。

同並宮 皇大神宮の別宮あり。

倭姫命、三瀬川より真奈胡神の船に乗り給ひ、大川を泝り、船本を

経て、川合より、野後川に入り、此の所に上陸し給ひし時、美き宮地

なりと見をふして、真奈胡神よ、何の國ぞと問をせ給ひし、大

河の瀧原の國と答へ奉りきと云ふは、即、此の所なり。茲、小皇女、宇

太之、大字祢奈をして、荒草を薙り拂せ、宮殿を建築せしめられ

たりき。この御殿ぞ、すれども、瀧原宮同並宮の起原なる。かくて、皇

女也、此の地を、万世不換の大宮地とし給む御心なりしども、大御神也、此の地を、欲し給ふ地ふもあらず。他に、美き地を覓めて鎮り座さしめよと、御神教ありけきば、又、此の地を出させ給ひて、遂に、五十鈴宮に鎮り座しきとぞ。其の時、四年の間、此の宮に鎮り座しきより、遥宮として、別宮に列せられたり。

因よ云ふ。瀧原の名稱も、此の野後川に落つる瀧、四十八箇所あり。其の中、御調瀑、好瀑、吹瀑、長瀑、出谷瀑も、本川の岩間をたぎち落つる名あり。又、太一御瀑、小女瀑、隠瀑、大坂瀑、布引瀑、鉦子瀑、紅葉瀑、御裳裾瀑も、御手洗川に落ち、岩ヶ瀬瀑の邊にて、本川に合す。又、御葉押瀑、鏡瀑、谷合瀑、善口瀑、山見瀑、駒瀑、上田ヶ瀑、尾崎瀑、中山瀑、御影瀑、神船瀑も、宮域の南、岩内の東より出で、本川に入る。また、後瀑、杉瀑、船瀑、柳瀑、八王子瀑、烏瀑、落合瀑、清水瀑、潛瀑、神

樂瀑、御休瀑、下馬瀑、耀瀑、岩船瀑、二瀑、上瀑、下瀑も、宮域の北里村の東山より出で、本川に落つ。又、注連附瀑、御供瀑、向瀑、櫻瀑、二瀑、三瀑も、大ヶ所、管合より出で、本川に入る。此等の瀑に間ある。郊原あるを以ちて、かく稱せしなるべし。

太神宮本記
從其處幸行美地、今到給。然、真奈胡神、今國名何問給。又、白々、大河之瀧原之國止、白々、其處乎、宇太之大宇禰奈乎、爲天荒草、今、祈掃天宮、造令坐。又、此地、或皇大神之欲給地、今不有止。

皇太神宮儀式帳
瀧原宮一院、伊勢志摩兩國、堺大山中、在。太神宮、以西相去、九十二里。

稱、天照太神、遙宮、御形鏡、坐。
正殿一區、長一丈五尺、廣一丈一尺、高一丈八尺、御船殿一宇、長一丈五尺、廣一丈一尺、高一丈八尺、御門一間、長八尺、高一丈、瑞垣一重、長一丈、高一丈、御床一具、長八尺、廣四尺、厚一寸半。

瀧原宮中之圖



一、玉垣一重、長一丈一尺、廣九尺、高八尺、御倉一宇、長一丈一尺、廣九尺、高八尺、

正殿一區、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、御床一具、長八尺、廣四尺、厚一寸半、瑞垣一重、長一丈、高八尺、玉垣一重、長一丈、高九尺、

龍原宮一座、山、去、太、神、宮、西、九、十、里、

瀧原、並、宮、一、座、太、神、宮、在、伊、勢、與、志、摩、境、

度會乃河上乃瀧原村乃下津石根仁太宮柱太敷立天高天

原仁千木高知天皇御麻命乃稱辭定奉留掛畏支瀧原皇太

神、○下

△弘安參詣記

瀧原、並、宮、兩、所、軒、ヲ、ナ、ラ、ベ、テ、阿、曾、ノ、御、袖、ト、申、ス、豐、受、大、神、宮、ノ、御、袖、山、ニ、御、座、ア、リ、太、神、宮、ノ、西、ヲ、去、レ、ル、事、九、十、里、ナ、リ、天、照、太、神、昔、大、和、國、笠、縫、ノ、村、ヨ、リ、伊、賀、國、へ、遷、ラ、セ、給、ヒ、テ、伊、勢、國、へ、入、

ラセ給ヒシ始、此ノ宮ニ、遙ニ御座有リシカバ、摩奈胡神所ヲ去

リテ奉リキ。今ノ並宮ニオハシマスナリ。

夫木抄 白糸の絶えず落ちる瀧の系跡たほそめて幾世へぬらむ 荒木田延季

同 瀧の系ならびの宮は神たり猶末つく真つあらなみ 為家

同 浪と見る花の志づ枝のいまら瀧の宮も昔よむらむ 西行

同 瀧の系散りて礼る花みさむぬひふに何へぬ錦をけり 經信

圓位上人、十二卷歌合の瀧 原下巻書き遣きとて、 大納言實家

志涼きハ絶え水なきの浅くもええぬあそれかけなむ 元長

神祇百首 瀧の宮の道さまげふなりぬらむ浪とこもまでさける卯の花

河島神社 社地、詳からず。今、長由介神社の殿

若宮神社 瀧原宮の城内、東の方よ

長由介神社 同域内、巽の方に坐せ

建久年中行事六月廿三日瀧原宮祭條

其後神拜、先瀧原、次並宮、次河島、次長由介、次天若宮、其後下向、

元祿勘文

若宮、在瀧原宮、長由介神社、在瀧原宮、河島神社、在瀧原宮、

宿衛屋、御倉、忌火屋殿、參集所、御橋、手水場、

岩瀧神社、同所宇天野、坐せり。郷社あり。國狹捷尊を祀れりといふ。

頓登橋、同所宇頓登、五十一川、架せり。舊擬寶珠を付けたり。橋よて、瀧原宮の神橋と稱せし由。

石籠橋、同所宇金徳坂石籠川、架せり。

神生山瀧原院、同所の南荒堀山あり。禪曹洞宗あり。

鑛泉、同所宇裏道大内山川の岸あり。明治十一年七月發見せり。内務省衛生局の分析表左の如し。

泉質、炭酸泉、

本泉中含有スル所ノ各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

遊離炭酸

多量

硅酸 稍多量

格魯兒 多量

硫酸 痕跡

麻屈涅失亞 最多量

加爾基 最多量

礬土 痕跡

加里 著明

那篤倫 多量

固形分合計四、六四瓦

溫度五十七度、内服、外用、共ニ、諸般ノ加答兒症ニ適ス。主ナルモノヲ舉グレバ、

氣管支可答兒 喉頭加多爾 腸胃加答爾

膀胱加答爾

子宮加答爾

砂淋

石淋

不妊

膽石症

便秘

惡心

胃痙

ヘステリー

貧血

消化不良

等ニ効用アリ

長者野

同所より、阿曾又至る街道あり。地勢平坦にして、雜草茂生せり。東西四百十間、南北二百六十一間、面積五万八千五百坪あり。民有。

金塚

長者野、二箇並びてあり。土俗、金の雜を埋めたる所ありといへり。近年、此の塚を掘り、白石夥多出でたりとぞ。是、恐らく、瀧原二宮此

御調瀑

一に、大瀑といふ。長者野の北に在り。高さ一丈、濶さ五尺あり。此の所にて、毎年六月一日、村民、年魚を捕りて、瀧原宮に供す。また、早天に、雨を祈る、必靈感ありと云ふ。内宮儀式に、河島社、いつこみや、定かみ知り、がたし。瀧原宮地、中世の圖を見れば、瀧原宮、御前の南の邊に、河島社と記せれど、いかかるや。按ずるに、瀧原山の南とおぼゆる所、岩内村を過ぎて、御龍あり。

阿曾

野後の南に在り。瀧部新田、藤ヶ野新田、録治ヶ瀬新田の属あり。熊野街道あり。

城趾

同所あり。大内山、但馬守の占據せし所あり。

阿曾鑛泉

同所、字片山あり。熊野街道に属せり。旅館、數軒立ち並べ、浴室、速近より來集せし、可、舊竅壅塞して、明治十年十月、今の所より發見したりとぞ。内務省衛生局の分析、左の如し。

泉質、炭酸泉、

無色透明無臭ニシテ、刺戟性ノ鹽味アリ。其ノ反應ハ、弱酸

性ニシテ、煮沸スレバ、著ク、亞兒加里性ヲ呈ス。含有スル所ノ

各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

格魯兒那篤留母

最多量

重炭酸那篤留母

最多量

水勢きびしく、世に珍しき瀧川あり。かの里人も恐れて、不淨のもの、此の邊に至らず。この瀧は、神坐すよゝあまき、河島社も、此の御調瀑のことあり。



御調瀑之圖

重碳酸加兒叟母

最多量

重碳酸亞酸化鉄

多量

硫酸鹽

極僅微

麻屈涅夫亞鹽

著明

温度七十四度、比重八、攝氏五度ノ温ニ於イテ、一〇〇七五ニ居ル。

鹽宮

同所鑿泉井の傍ニ坐せり。社地ニ古樹の叢生シたる岡阜あり。此の地、重碳酸の爲ニ凝結せる木葉堆積して、自然、岩石ニ化せり。

大内山川

同所の南を流る、川あり。此の川、源を、同郡大内山の山北より發シ、數派の小流を合せ、此の地に至リ、迂曲して、北より野後川と云り、船木まで、大川に入る。長さ、大約、十三里、濶さ、四十間あり。

小河橋

同所大内山川ニ架せり。本村ニ、大字相野、崎村を以ちて成立せり。度會郡ニ屬せり。

柏野

阿曾の南一里にあり。注連小路和屋新田、注連野新田、垣内尻、柏古和河内新田等の屬邑あり。

崎村

相野の南にあり。下崎、長野、木屋、沖田、木屋、笠木、木屋、新田、春日、木屋、新田、三合野、新田、崎古和河内、新田、錦木、屋新田、横谷、新田等の屬邑あり。

崎城趾

同所ニあり。山崎式部少輔の據りし所あり。

大内山村

本村ニ、一村として成れり。此の地ニ、度會郡の西南極あり。米ヶ谷峠を越ゆるときは、紀伊の二郷村、及長島浦より出づる。

潮井

同所米ヶ谷の山上ニあり。食塩を製造せり。其の近傍ニ、地蔵の石像あり。潮水の満干ニ隨ひて、全身ニ濕乾ありといふ。

大内山城趾

同所ニあり。大内山、但馬守某の據りし所あり。由伊勢軍記ニ見えたり。

一之瀬村

本村ニ、大字川上、脇出、市場、和井野、小萩、柳村の總稱あり。土俗、一之瀬谷といへり。度會郡ニ屬せり。

神風抄 一瀬御菌

帝釋氏所産、云々

伊勢太神宮領一瀬御菌郷内之事

東八限、奈井瀬、横峰

四至

西ハ高山神之久岐之佐、ハタ、

南ハ限志摩根、

北ハ限峯東ヘハカラス山、

北ハシラタキマデタニラカギルナリ。
カゲ山ノウサキヲ、カギルニ。ホリキリマ
デ、ヒカウクロイシマデ、

貞治二年八月廿八日

六郷之老若江

吉野日記

建武四年四月五日、尊氏、細川和氏を以て、公家領を敗す。尊
澄親王、勢州一の瀬山の奥にて咏ず。

深山をを獨り出でてほろくき我も都の人ハ待つらむ

一之瀬御所舊趾

今、詳ならず。田丸中務少輔具直の息男具良の住
居せし所を、一之瀬御所といひきとぞ。脇出村帝
釋氏の家に、北畠信雄の
書翰を載せり。左に掲ぐ。

帝釋氏所藏文書

濃州之儀、兼て、可討果處、種々令記言候間、先赦免之事、今
度働様子、玄蕃より迄、一書遣候間、可遂披覽候、萬方属存分
候間、於時宜ハ、可心易候、然上、廿五日到清須、令歸城候、諸卒無
異事、就中其因之一揆等、端々可蜂起候、由候、無是非事共候、實
正其分、候へむ、此方之人數、幸明障、在之事候間、一左右次
第可差越候、何をも申談可成、敗事簡要候、恐々謹言、

十二月廿六日

信雄 花押

一 瀬 殿

田丸中務少輔殿

川上 野後ノ東五里ニ在リ。一之瀬川ノ
源流あるを以ちて、此の稱あり。

處女岩 同所ノ山腹ニ在リ。下より見上ぐれば、百文許ノ懸崖あり。
南ノ山より、其ノ岩ノ上面ニ登れば、二百疊も敷らるべき
廣さあり。平坦あること、砥の
如し。實に、奇石といふべし。

信雄書簡節畧 帝釋氏所藏

今書考の節のる

在る一五七

以事乃至其細何

事一戸後之何事

等事あゝ之何事

十二月廿五日 信雄

一應之

田中守兼の御返

倭姫命野後より重疊の山嶽を経て、此の所へ出でさせ給ひし時、大御神を暫此の岩に上り座さしめ奉り給ひきやぞ。今も猶山坂五里ふして、中程に藤小屋といへる、檜蘆の假家あるのみ。まして千歳の昔といふありけむ。然るも皇女にがゝる嶮路を厭はせ給はば、徒行を給ひしを思へむ、かゝる嶮路をなむ。

因ふ云ふ。此の村に玉串某と呼ぶ者あり。傳へ云ふ。皇女御巡行の際、此の者に祖先玉串を進りし後、以ちてかゝる姓を賜りたりと、今其の家を尋ねしに、果して同村六番屋敷に位みて、戸主を玉串岩松といへり。

みきなり
南中 川上の東にあり。此の村より南、能見山を越えて、南島道方に出づる道あり。
あひせき
鸚鵡石 同所の西南十町許、字井口谷にあり。

此の石、高さ十丈餘、濶さ二十丈餘ありて、屏障の如く立てり。其の右、百餘歩、一巖あり。其の所にて、聲を發せしむ、巨岩の之に應ずること、恰人の假聲するに異ならず。享保十五年、伊藤東涯此の地へ遊び、詩文を作さり。後、兼原氏の擧を得て、靈元上皇の獻覽に供せしむ、上皇、畫師山本宗仙に勅して、之を六曲に屏風と畫りしめ給ひき。よりて、其の名、遠近に傳播するに至れり。
勢遊志
行、二里許而至、中村、山川紛糾、有所謂、鸚鵡石、類然、乎山之半腹、路迂而窄、攀躋扶曳、且望、且行者、三四町、至其下、而觀焉、高十餘丈、濶二十丈許、西北面、灌莽被、其根、無復喬木、其右相距百餘歩、有巖、其上可坐、數人、同行輩、據焉、而言、或歌、或打腰鼓、兩石之間、有稍平處、罷能而坐、聽、則石即應之、或為人言、或歌、或打腰鼓、輕重舒疾、一無所差、如隔幔、而言其

聲在左角意。屋中受物猶鑑之寫影也。唯笛不應。豈律不協乎。前時草木深阻。人未之知也。四五十年來。斧斤濯。山人始聞而異之。懼而走。後徂聞。遂爲名石。春秋時有石言于晉之魏榆。其殆是乎。唐鄭常洽聞記。南嶽岫嶠峰有響石。呼喚則應。如人共語。而不可解也。南州南河縣東南三十里。丹溪有響石。高三丈五尺。濶二丈。狀如卧獸。人呼之。應笑亦應之。塊然獨處。亦號曰獨石。及東坡記石鐘山。亦類此。造物之妙。真不可測也。

山腹有奇石。雄峙。彼峻嶒。推挽賴壯夫。壺觴借親朋。搜訪行數里。躡雲。鼎員登。踞岩人偶語。石中笑語興。有時擊腰鼓。石中鼓聲。盤谷神長不死。天籟自相應。昔聞魏榆石。豈是有物。憑萬象。孰司宰。其故庸詎徵。

伊勢國菴蹟聞書

官川の上ふる一瀬村も、度會郡の中あり。村西の山腹も、奇巖有り。昔、知る人なかりしに、三十年計前、村人等、蕉の爲、此の巖も往きて、同行の者と言語せしは、空中に聲ありて、其此談話に應むること、高低清濁委曲あり。山鬼の所爲なりと思ひて、皆、畏きて走り還る。其の後、膽氣有る者、屢行きて試むるも、此の巖中も應むるなることを、明も探り得て、其の畏も止みて、近隣より來り觀て、物云ふ岩と稱したるを、次第に、人の知りて、京都より此參宮人等も、此を尋ぬるやうに成りたり。誰人の踰けたるもや。十四五年来、之を、鸚鵡石と呼びて、上を、法皇此圖を取り給ひ、下を、竹田出雲の巧も入りてより、其此名、大も成りたり。享保十七年、東涯先生も、此も來り觀て、大も之を嘆して、外國の書も就きて閱るに、南嶽岫嶠峯も在

る響石、南河縣に在る獨石といふもの、全、此より同トかるべしと云へり。

脇出 川上の東に在り。南中より、一之瀬谷を下る順路あり。

勢遊志

十七日、發、駒野、過、小萩、至、脇出村、店中、遇、童子、問、其、名、居、則、帝釋氏也、言、念、五、經、且、記、先、人、之、名、亦、可、奇、也、齋、藤、紙、巧、詩、因、題、云、

因、到、深、山、幽、谷、陸、偶、然、逢、著、讀、書、兒、欲、尋、奇、石、不、分、路、燕、尾、羊、腸、報、我、知、

脇出岩趾 村の中央に在り。脇出殿屋敷と稱せり。北畠國司の臣向井將監某の占據せし所あり。

和井野 脇出の東に在り。舊記に、和比野と記せり。此の村の東、神坂嶺を越えて、齋田へ通ふ道あり。

倭姫命、一之瀬谷に至り給ひしに、廣漠たる原野ありけむ、皇女思ほしめさく、此の所も美き官地あり。さ化とも、大御神の御

幽慮よて愜はざる。また、他ふ、美き地もやあるや、御心よ覓め

わびさせ給ひき。よりて、此の野を、和比野と號けたりとぞ。野後

此の和比野は出でさせ給ひし御道筋に、二様の説あり。一は、野後より、五里の山路を経て、直に、一之瀬谷に出づる道あり。一は、野ひ、一は、野後より阿曾柏村を経て、村山、神崎不出で、夫より、河内、東宮、贊、慥柄を過ぎ、道方より北、野見坂を越えて、此の谷に入る道ありといへり。今、實地、後説の道途を跋涉せし、迂回あるのみならず、風濤の烈しき南島比海岸を、宮地を覓め給ふべき所とも思えれず。因りて、南溪の著せる伊勢鸚鵡石の記、及土俗の古傳説を據りて、前説を採れり。

其時、大河、自、南、道、宮、處、覓、爾、幸、行、爾、美、野、尔、到、給、天、宮、處、覓、他、賜、其、處、乎、和、比、野、止、号、支、

御山 同所あり。小き岡あり。古樹生ひ繁れり。土俗の口碑に、倭姫命、巡行し給ひし時、大御神を坐せ奉りし所ありといへり。

今、此の前を尊敬して、葬儀の通行を禁ずる由、又、傍に、池社と稱する森あり。一村の祭事を行ふは、先、此の所を拜し、後、祭場とぞ。

一之瀬川 本村川上より流れ出で、無數の細流を集め、小川、郷村を貫き、川口まで、宮川と合す。約長、五里あり。此の川は、柵む

年魚を河上太郎と稱す。頗美味なりと云ふ。

柳村 腸出の北にあり。同所、怒仁公の御茶

小川郷村 本村、大字駒ヶ野、小川、火打石、日向、栗原、五ヶ

駒ヶ野 柳村の北にあり。新城、田村、桐橋、宇治山、田町、中島へ

小川 駒ヶ野の北にあり。柑子、垣

神鳳抄 生鮎、御菌、小河、同書 柑子御菌、三斗、六月

川口 小川の東北に在り。一之瀬川の宮川

沼木村 本村、大字圓座、神菌、上野、横輪、上村、下村、

神菌 川口の東北に在り。宮川に沿

神鳳抄 上菌、御菌

圓座 上野の西に在り。横輪川の南岸あり。神鳳抄、衣佐、御菌とあ

古圓座、神菌の地を、津不良と稱す。大

れを、圓の字を錯り用ゐしなりと云ふ。

上野 神菌の東に在り。横輪川に浴へり。

神鳳抄 上野、御菌

横輪 上野の南に在り。此の谷の総名を、一字郷と稱せり。同所より、

龍ヶ嶺を越えて、宇治の五十鈴川に出づるを、切原越といひ、菖蒲よ

横輪川 水源、床ノ木の山間より流れ出で、此の所にて、迂

飛瀑 同所、宇治、瀧山に在り。高さ、五

宮本村 本村、大字勢田、旭村、藤里、前山、大倉、佐

津村 上野の西北に在り。宮川の東岸

圓相神社 同所、坐せり。皇大

倭姫命、一之瀬谷より出でさせ給ひ、久具村を経て、此の邊に至

り給ひ、時、園作の神参りあひて、御園の地を奉れり。今の神園

の地より、此の社を定めさせ給へりとぞ。

圓座、津村

因云ふ。日本書紀允恭天皇の巻、能作園乎汝者也とあり。此の園作神も園地を經營せられによりて、かく稱へたるなるべし。

大神宮本記

從其處幸行命、園作神參相天、御園地進支、其處余悅給、皇太后神宮儀式假

園相社定給支

皇太后神宮儀式假

稱、大水上、兒曾奈比古命、形石坐、同内親王定、祝、

正殿一區、長九尺、廣七尺五寸、高四尺六寸、玉垣一重、長八丈、坐地十町四至

東、川、南、西、大

山、北、公、田、延喜式大神宮所攝廿四座 社記

園相社、在、沼木、郷積、良村、前社、

神名祕書

園社、大水上、兒、前社、在、沼木、郷積、良村、

目豆野、津村、在、土俗、メ、野、といへり。

圓山、津村と佐八との間に在り。小丸き山あり。巔、松樹あり。土俗、神蹟と稱して尊敬せり。

倭姫命、津村の東の方なる小野をみそなむして愛で給ひ、此の野を、目豆野と號け、また、丸き小山あり、けさむ、其の所を、つぶらや號けさせ給ひきとぞ。今、なむ現存せり。

大神宮本記

從其處幸行命、美小野有支、倭比賣命、目豆給天、即其處乎、

目豆野止号支、又其處余圓、奈有、小山、支、其處乎、都不良止、

号支、

佐八、津村の東北に在り。舊澤道と書けり。澤道、小野の故事也。第二卷に出せり。御船向田國、同所あり。其の地、詳ならず。或ハ云ふ。向小田といへる所ならむと、

倭姫命、津布良の目豆野より、此の所に至らせ給ひ、時、大若子命、御船を浮へ、御迎ふ参りにき。時に、皇女、四年此間、瀧原の宮に御駐在せさを給ひ、また、一の瀬にあたりを巡行して、宮所を覓

めさせ給ひ、遂に覓め託びて、官川の東岸をたどらせ給ひ、節
なれむ先大若子命に、吉き宮地ありやと問ふせ給ひき。あゝに、
大若子命、伊須くの河上ふ、吉き宮地ある由を奏上せり。皇女悦
むせ給ひて、此の所其名を問ふせ給ひ、いむ、大若子命、言壽き
奉りて、御船向田國と申すよ、答へ奉り、趣、古傳よ見えたり。
往くさよは、相鹿瀬よて、御船を乗り捨て給ひ、返るさにも、此の
わたりよ、御船に召させ給ひて、官川を下り給ひなり。

本神宮本記

其時、大若子命、從大河、御船乎率、御向余參相支、于時倭比
賣命、大悅給天、大若子、余問給久、吉宮處在哉、白久、佐古久
志呂宇遲之、伊須く乃河上、余吉御宮處在止、白支、亦悅給
天、問給久、此國名何、白久、御船向田國、止、白支、其處、
余乘給幸、行支、

前山 津村の東北に在り。第二卷、豊宮崎の次に出せり。

穂原村 本村也、大字押淵、始神、齋田、伊勢路、内瀬の総稱
なり。舊志、摩國なりき。今も、度會郡に屬せり。

始神 一之瀬村南中の東に在り。此の所より、齋田、伊勢路、内瀬、五箇
所、神津佐等を經て、志摩國、答志郡、迫間に出で、皇大神宮、別宮
伊雜宮に參詣
する便道あり。

若宮八幡宮 同所、字垣外
に坐せり。

押淵 始神の南の山間に在り。舊記も、葦淵と書けり。いにしへ、伊勢
國より、志摩の國府に至り、官道あり。神宮神塚の標本、元々、
尾垂に在りしを、淳仁天皇の天平寶字三年
に、此の所に移し、由、續日本紀に見えたり。
續日本紀、天平寶字三年十月條
戊申、去天平勝寶五年、遣左大辨從四位上紀、朝臣飯麻呂、
限、伊勢大神宮之界、樹標已畢、而伊勢志摩兩國相爭、於是
遷、尾垂、刻於葦淵。

神風抄

押淵御茵

齋田 始神の東に在り。一之瀬村和比野より、
此の所に至る路あり。神坂峠といふ。

大歳社 おほとしのやしろ 同所より内瀬に至る道の右に坐せり。域内、古木叢生して風致を存せり。或も云ふ。長徳檢録に載する鶴倉神戸大歳

社を、此の社からむと、

長徳檢録

鶴倉神戸大歳社

八柱神社 やしろのちんじ 同所字御堂谷に坐せり。

伊勢路 いせぢ 齋田の東南に在り。此の地、舊ハ志摩國に属したりき。

八柱神社 やしろのちんじ 同所に坐せり。

津島神社 つしまのじんじ 同所に坐せり。

總原村元標 はらむらのげんべし

度會郡役所 七里五町 三重縣廳 十七里十町

豐橋衛戍 五十三里廿二町 第三師團 三十八里廿三町

宇治山田警察署 七里四町 山田區裁判所 七里三町

内瀬 ないせ 伊勢路の東に在り。海灣に面せり。舊記に、奈井瀬、又、鳴瀬とも書けり。此の地は、齋田、大江等の村に、鶴倉神戸の遺蹟あり。

て、近年まで、御贄及風日祈祭の御料などを調進する恒例ありき。

神風抄 鳴瀬御茵

建久年中行事 四月十四日、件、御笠御蓑、管、自内瀬、兼日、備進、

永仁五年假殿遷宮記裏書 二所太神宮神主、

注進可、早經次第、上奏、且、任、承久、院宣、且、依、覺能律師、契狀、進、退、當寺領塩濱内瀬、黒坂、被、勤、仕、神役寺役、釋尊寺、別當、法眼和尚位、隆俊、訴、申、或、爲、甲乙人等、稱、買得、不、從、所、堪、或、爲、靜真阿闍梨、居、籠、覺能律師、改、質、券文、責、取、讓、狀、以、太神宮、御領内瀬、御園、寄、附、十禪師、社、申、下、座、主、官、令、旨、放、入、數、多、使、等、擬、關、如、嚴重供祭、上分、違、例、不、信、事、

副進

本解、在具書等

右得彼隆俊今日日解狀、偶子細載狀中也、如其狀者、訴申之旨、非無其謂歟、然則早經次第上奏、任證文道理、被裁下矣、仍注進如件、

建長四年七月七日

大内人正六位上荒木田神主光永

皇太神宮

禰宜正四位上荒木田神主延季

○以下神主九員の連署ハ之を畧す。

大内人正六位上度會神主國行

豐受太神宮

禰宜正四位上度會神主行能

○以下神主九員の連署ハ之を畧す。

村島神社

○右注進狀ニ添へる祭主、宮司の解文あれども、煩しけれを之を省く。同所の東南海岸を距ること百七十間許、一小島あり。高濱島といふ。其の地ニ坐せり。土俗、朝比奈三郎の塚と

稱せり。古樹蟠屈して、墳墓を擁す。傍ニ鳥居小祠を建てたり。

神鳳抄 志摩國村島

瀧神社 同所字大坪

南海村 本村ニ大字迫間浦、相賀浦、礫浦の總稱あり。舊志摩國ありき。今ハ度會郡に屬せり。

迫間 内瀬の南ニあり。海岸深さ七八尋あり。船舶の碇泊ニ便あり。土俗、字フクラといふ。五鈴遺響、志摩國古圖考等に、此の地を、

迫御厨ニ充てたり。

礫 迫間の東南ニあり。舊記ニ、佐々良と何也。

相賀 礫の西南ニあり。舊記ニ、相可と書けり。此の海灣ニ、暗礁、三ヶ所あり。

相可御厨 公文筆海抄 佐々良島刀禰

神鳳抄 相可 建久年中行事

中島村 本村ニ大字道方竈、大江、道行竈、阿曾、大方竈の總稱あり。舊志摩國ありき。今ハ度會郡ニ屬せり。

大江 相賀の西北ニ在り。舊記ニ、大屋島とあり。

神鳳抄
大屋島

道方 大江の西北に在り。此の所より北、能見山を越えて、一之瀬谷
に通入路あり。南島の漁民、魚藻を宇治山田市街に運搬する
よは、皆此の道を取れり。因に云ふ。和名類聚抄志
摩國の郷名に道瀉の目あり。是其の本邑あり。

神鳳抄
道方

阿湍淵御瀑 同所字アセ淵に在り。高さ、十四
丈四尺。濶さ、九尺ありといふ。

大方 道方の南に在り。舊記
よも、大久田とあり。

神鳳抄
大久田御厨 大久田御厨
神領目録

八幡神社 同所坐せり。村社あり。神体ハ、野馬の像ふ
とぞ。その傳ふる所の縁起を左に掲ぐ。

抑當社八幡者、往昔我黨先祖平維盛卿、擬宇左八幡宮而
奉造模形像、所被奉護持于處、戰場也。然而一谷廢退之
刻、更離身給事無之。一谷之後、紀州尚至、當國持念給、而後
行弘長盛傳之。今至某奉草舎、恐神威造立小祠奉安鎮之。

者也、情察祖先之事、神意雖無阻隔、時運又可奈何、況有前
葉哉、向後謹而奉拜此神、禮奠無怠慢者、蒙擁護事、万世
不可疑者也、為後葉記之、奉添神像云爾、正應三年庚寅八
月十一日、平維盛四代末葉岸上右衛門兵衛平、行盛記之。

道行 大方の北に在り。舊
記、道後と書けり。

神鳳抄
道後

阿曾 道行の南に在り。阿曾浦
阿曾里の二邑に分てり。

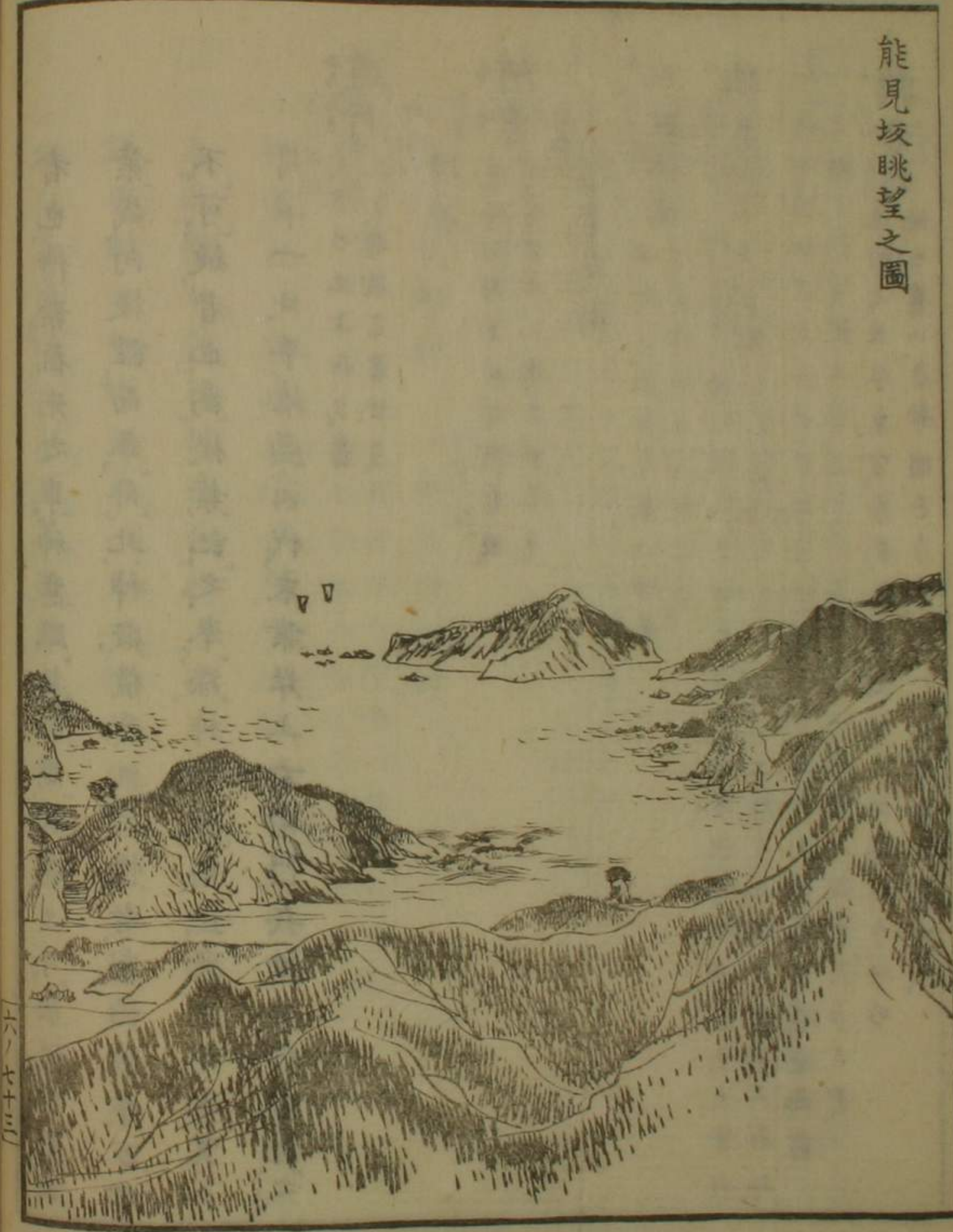
神鳳抄
阿曾御厨

八柱神社 同所坐せり。産土神ふ
り。今村社小列せらる。

鶺倉神戸大歳社 同社域に坐せり。此の社元ハ、榎柄浦なる大倉山
とも、龜場とも云へる所、鎮座坐志き。寛永六年三
月、その地より、此の社域に移轉せり。故に、大倉社、又、龜場御前
と稱したり。然るを、近年に至り、今の社號に改めたりとぞ。

鶺倉村 本村ハ、大字東宮、奈屋、贅浦、榎柄の總稱なり。此の
地も、舊ハ、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

能見坂眺望之圖



六十七三



慥柄たから道方の西に在り。雀島と云へる属邑あり。

此の地を大同本記、神宮雜例集等に見えて、國崎、鶴倉と同トク、大御神の朝夕の御饌、御贄處と定められし舊蹟あり。今に、其の神戸社存せり。

大同本記 島、國崎、島、鶴倉、慥柄等、島、朝、御饌夕、御饌止、詔而、由貴

潜女等定給、氏、還、坐、時、神塚定給、支、

神宮雜例集、神封條 國崎、鶴倉、慥柄等、島者、朝夕、御饌、御贄之所也。

太神宮諸雜事記、康平二年三月條 豐受太神宮、乃、東寶殿、棟持柱二本、高宮、棟持柱二本、及大

宮、乃、外院、御材木百餘物、自慥柄、小川、以、數百人、夫等、奉流

之間、〇下

公文筆海抄

慥柄神戸司、慥柄神戸、總追捕使、慥柄神戸、四度使、

慥柄神戸、刀禰、慥柄神戸、檢校、

神風抄

慥柄 神領目錄 慥柄神戸

慥柄神戸社

同村の中央ある小山の上に坐せり。村社あり。舊ハ、海 害の爲、今、の地、遷、たりといふ。

長徳檢録

慥柄神戸社

鶴棕嵩 所在、今詳

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集、神宮の四至、南の遠塚を、鶴棕嵩を限るとあり。今、實地を案むるに、鶴棕といふ名稱なし。慥柄浦古老の説より、吾が村中に、川あり。古も、其の川は南を、慥柄といひ、北を、鶴倉といひ、を、何の頃、合併して、鶴倉の名を廢したりや、また、或説は、慥柄の西に、大山と稱する山あり。是、鶴棕嵩ならむ。其の山は、東に連絡せる小山を、今、宇久良山といふ。三狐神と唱ふる神祠あり。是、恐らくは、宇久良宮ならむと云

へり。共に捨て難き説なれど、姑、茲に記せり。
皇大神宮儀式版

南志摩國、鵜原、嵩、錦山坂、並為山堺。

贄浦

名づけたりとぞ。此の地、南海の要港なり。船舶の上下するもの必、こゝに潮が、りする所あるを以て、伎樓、酒店、軒を聯ねて、頗般盛なり。また、湾曲にて、牧島、雀嶋等ありて、風光、いんむ方

神鳳抄

贄島

建久年中行事

同村所藏文書

今度贄村獵場之義、慥柄村島方之者望申候へ共、如前、贄村へ申付候、其上、慥柄島方之者拾三人、贄村へ引、こさせ有付申候、然ル上、贄村、慥柄村、山海境目之義、先規之筋目相違有間敷者也。

文祿参年八月十一日

稻葉兵庫頭 花押

贄村百姓中

蝙蝠窟

古も、神仙の栖居として、敢て窺ふ者なかりき。近年、漁舟の里許の一孤島ありて、南面に開けり。口徑、高さ、五間、濶さ、三間あり、稍入れを、廣敵大厦の如し。天井の巨岩、倒懸り、墜ちむと、して落ちず崩さむとして、僅に留る。其の間に、雁金と唱ふる小島、巢を托せり。試に大喝すれば、岩號び、海吼えて、坤軸もくだけむ計あり。實に、奇觀といふべし。また、此の窟より一町許西に、屏風岩あり、兩壁の屈曲せる中、辛くして、小舟を通せり。

法性山最明寺

同所あり、禪宗あり。傳へ云ふ。此の寺、北條時頼の開基にして、本尊、弘長元年、鎌倉より勧請せるものなり。

東宮

贄浦の面は在り。舊記に、土貢、或も、土具、外具等と書けり。

此の地に、神役人十家ありて、毎年、月次神嘗祭の節、兩神宮に、秘密物の圓子を、三角柏の葉に包み、を貢獻する古例ありき。其の料として、舊領主紀藩徳川家より、拾石の田地を充てたり。今、實地は就きて探究するに、兩宮大祭は先だちて、同所西カチヤ小字御柏と云ふ山にて、祭事を行ひ、秘密物を調へ、當番の者之

を捧げて、其所より直ふ、両宮も参りし由。此の事、古来、口々に相傳へ、書類も傳はらずと云へり。又、土貢、土具此稱を、秘密物を進るより名づけし號なりといひ、東宮の稱を、近村小、東禪仙宮、此いふ古刹あり、中代二字を省きて、かく稱したるなりといへり。

神領抄 神領給人引付 建久年中行事
土具 土具 御厨 土具

神宮之中禮奠之間、為永例、有長柏謂之、三角柏、件柏者、志摩國、吉津島、堺土貢島、内在山中、生木上也。

元亨二年十月志摩國民部省圖帳

英虞郡東宮神社、神田三十五丸、仁平二年壬申八月所祭、瓊杵尊也、渡會權禰宜延政依奏夢之事也。

登隅島事、行基井、天竺ノタラ葉ノ木ヲ、此ノ島ニ殖工給へり。今ハ、瑞ノ柏ト云フ也。九月新嘗御祭ニハ、此ノ瑞ノ柏ヲ取

リテ、御供ヲ備フル也。神官ノ御供備ハルベキハ、切り落スニ、水ノ上ニ、スグニ立ツ、横ニ成リタルヲ、不取也。

伊勢記 此の國は、三角柏といふものあり。中今の世も、志摩國の内は、どぐの島といふ所あり。木の上は、かづらにやうにて生

ひたるを、登りて伐りおろす時、平伏して落ちたるを、取らず。豎ぎまに落ちたるばかりを取る。その落ちやうにて、ト問ふ事のありとかや云ひ傳へたる。中長柏ともいふよや、寂阿法師百首の歌に、思ふこと土具の御島の長柏ながくを頼むひろき恵をと。下

同村所藏文書

勢州渡會郡東宮村神領之儀、太神宮祭禮之節、從常村、秘密之物、前々上ヶ来候、慶、旧領三石ニ事難調付、自寛永三年、七石被加、都合拾石、為神領、被為附置候、然、慶、去、亥、年、當村へ

大浪揚、右之證文流失、仍此度重而遣之候、跡前之通、神事可相勤者也。

寶永五年十一月十八日

三大膳印
安帶刀印

東宮村

社人
庄屋中

夫木抄

みまごころぐらうの柏の志、うはのぶく、世を祝ひきにうり 長明

神祇百首

いつのさそ外具の島輪の長柏長き命ぞ人のためなる 元長

東宮神社

同所坐せり、村社あり、土俗、ヘンバイの森と云ふ、此の社ふ、大ふる石の島居あり、寛文三年、河村瑞賢奉建し、ありと云ふ、明の歸化人陳元贊の銘を刻せり、左に掲ぐ。

巖々華表聳具瞻兮、精々威靈福一方兮、福一方兮、鼎奉不忘、聳具瞻兮、永劫閱閱。

東宮

河村瑞賢故墟

左の碑
文に譲る。

武林沈白山人陳元贊沐手拜銘

瑞賢、此の地に生る。若き時、江戸に遊びて、千辛萬苦を嘗め、終に、名聲を、天下に轟かせり。履歴の大概

河村君墓碣銘并序

紀府講官神原玄暉希翊撰并書

君諱義通、姓藤、其先出於内大臣鎌子之後、鎮守府將軍秀郷十世孫、曰秀高、居于相州河村、因氏焉、秀高生秀清、文治五年、僅十三、從源賴朝伐奥州、泰衡能戰、有先登之功、後徙勢州、家焉、世為勢州人、高祖政村、曾祖政重、祖政房、皆仕國司北畠、世有軍功、天正四年、北畠為織田信長所滅、政房遂仕蒲生氏郷、隸田丸氏、從奥州九戸之役、戰功為最、終歸老于勢州、考政次不仕、微而不顯、元和四年二月乙巳、生君於

勢川渡會郡東宮莊君生而穎異有氣年始十三考托君於其友往江都戒之曰人當各有為焉汝往矣勉哉君遂起田里翩然東來個儻不羈日與都下少年遊人未有知之者也既冠稱十右衛門用其才能施之治生居無幾致富以貴雄於一世而未嘗急近功小利爭錐刀之末矣人亦莫能窺其以何才而然也當時權要皆以為材而未及用焉寬文中始舉差掌輿羽等州漕運事巡視東山北陸山陰西海山陽東海等遠沿海地方風梳雨沐跋涉殆乎万里籌策處置巨細悉備官糧若干無升斗沈沒罄達于江都其所施設若以為有司之法也大君嘉賞賜黃金三千兩延寶天和之間攝河二州之民洊苦水患天和癸亥三月少國老稻葉某奉命巡視河道以求濬治之策君亦從之呈其所見既而浚功議定

河內九月君奉差專掌工役事貞享改元其二月起役疏濬築壑各有條理要之濬壅導滯使河水直達于海而已矣苦心焦勞五年而河功始完水患既平實貞享四年五月也元祿二年專管各所山場開採金銀礦煎辦與州豆州等坑金銀若干四年移病解事十年七月進見今大君十一年三月賜祿百五十俵令聽少國老指揮時年八十先是歸佛參禪自稱法名曰瑞賢至是更稱平大夫奉命管守攝河等州河功蓋前年餘功猶有可治者也殿辭之日賜黃金時服十二年河功畢三月歸江都復命此日廕其一子見之六月十六日以疾終于正寢享年八十二君為人剛毅方重外威嚴內淵雅慕古人非常之功視世俗屑若無一足為者慨然有志於軍國之畧而無時施之矣若夫身起市井致富巨万終獲食

祿、明時、人雖極為榮、而非君之志也。君娶脇氏子三人、長傳
十郎、早亡、次通顯、為嗣襲祿、次義篤、女二人、長早亡、次未嫁、
六月廿二日葬、于相州鎌倉建長寺金剛院、舊趾、辨、英正院
傳、筭瑞賢居士、銘曰、

有美其才、世莫我知、胡書一命、有志無時
漕通河乎、不溺不飢、遺績在人、刻銘永垂、

元祿十二年歲次己卯八月十六日、孤子通顯謹立、

吉津村 本村ハ、大字村山、神崎、河内の総林あり、舊志、
摩國吉津庄と云ひき、今ハ、度會郡に属せり、

吉津御厨

外宮旧神樂歌

なつ前の河内まよ吉津ち御在のこほまは鏡がほにあとたれたまふご下
ぜぞかうちちかうつちひひりりなつのころうしし、
河内河内の西に在り、舊記、小路と書けり、赤時龜といへる属邑あり、

河内河内の西に在り、舊記、小路と書けり、赤時龜といへる属邑あり、

神鳳抄
小路御厨

僊い宮ぐう神かみ社や 同所に坐せり、河内、神崎、村山三村の産土神にて、郷社な
良宮の遺跡な
らむといへり、
同社所義文書

河内村仙宮、神領、高三石之所、任先例、於其村、被成御寄進候、
於神前、玆可抽懸祈者也、
此、證文、鍋田源太左衛門、兩人折紙、御入國之刻、出置候處、神主
失候間、重々如件、

寛永三年正月廿八日

河内村
神主系

鱧兵部
成照花神

東禪仙宮院舊趾

同所宇奈津に在り、傳へ云ふ、天平九年十二月、僧
行基、天竺の僧に請ひ、三角相を植ゑて、祭事を行
ひき、其の後、傳教、弘法、慈覺等、此の所にて、法樂修行したりと、ま
た、嘉祥二年九月、僧圓仁も、鎮守會を執行せし由、志摩國風土記、

瑞柏鎮守仙宮秘文及石屋本縁記等より出たり。此の寺、何の頃
廢れしもの。按ずるに、寶龜年中、神三郡の内より、造寺の事を禁せ
らるゝに、より、この志摩國より、伽藍を創建し、三角柏に附會して、
種々の法會を行ひ、神佛混濁の傳記等を作りしものありべし。
立崎 河内の東南宇カラスベタに在り。神崎灣の東涯に位し、南海
波濤の間は隠見し、
舟行、甚奇險あり。

村山 河内の西に在り。同所より、山路を
越ゆるとき、柏崎と通ずべし。

神崎 村山の南にあり。一村、魚漁を業とせり。宇治山
田警察署、吉津分署、及吉津尋常小學校あり。

神崎灣 度會郡神前浦の東方に在り。東西十町、南北四町あり。底
質、泥土、深さ、四尋二尺より、十三尋に至る。灣内、暗礁多し。
定鼻 同所宇定山にあり。南海に突出せること、三十八町餘。方座浦
岬角に此立し、怒濤、常に激

岬角に此立し、怒濤、常に激
し、近づくたを得ず。

島津村 木村に、大字新桑竈、棚橋竈、古和板木竈、小方竈、方座
の總稱あり。舊、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

方座 記、芳草と書けり。
志摩國古圖考

芳草、今稱、今屬、伊勢國。

小方 方座の西北にあり。舊
記、小久田と書けり。

神領目録
小久田御厨

古和 小方の西に在り。庄司氏所載、延元二年九月廿六日、近江權守
親直志摩國軍勢催促奉書に、古和法眼寂園といふもの見え
たり。當時、此の地の豪

族なりしありべし。
棚橋 古和の西に在り。舊記
に、多和奈志と書けり。

神風抄
多和奈志

新桑 棚橋の西南に在り。本郡南瀬の極堺
として、紀伊國北牟婁郡に接せり。

此の邊、南海の村邑に限りて、村と唱へずして、棚橋竈、新桑竈な
が稱せり。これ、上世、所謂戸畑の遺跡とや。或と云ふ、壽永年間、平
氏の遺族、此の地に逃れ來て、潜居せしむ。其の裔孫、黨を結びて、
竈と名づけたりと。又、勢陽雜記に、凡、南伊勢浦に、かまと名付く
る所多し。是、みな、塩をやく所あり。故に、かまといふとぞ、記せ

此の説、是に近し。

五箇所村 本村も、大字船越、中津濱、五ヶ所、切原、飯満の総称なり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

船越 内瀬の東に在り。志摩國に至る街道あり。

南船越御厨 神領目録 南船越御厨 肥伊國昔時國環辨

土宮神社 同所字稻木に坐せり。

廳宣 同村所蔵文書

可早任先例本員數、遂、究濟徵納、令勤仕、式日之神役、伊勢、國度會、郡舟越村土、社御饌料、田事、

右件神田者、自往昔、彼社、祝等、全、究濟徵納、令勤仕、式日之神役、致、御祈禱者、承前之例也、然則於永代、不可有他人之綺之狀、所宣如件、以宣、

慶安元年五月 日

禰宜荒木田神主花押 以下神主九員の連署ハ、之を畧す。

中津濱 船越の南の海中に突出せり。

中津濱御厨 建久年中行事 中津濱

五箇所 船越の東に在り。灣内、東西、六町廿五間、南北、三町廿七間あり。底質、泥土、深さ、六尺より、三尋五尺に至れり。村内、旅舎多し。

五箇所城趾 同所字城山に在り。天正年間、愛洲治部大夫重明の據りし所あり。

獅子島御所島 共に、同所の灣内にあり。

切原 五箇所の北、山間に在り。此の所より、小倉峠を越えて、床の木の至り、それより、山路百町許ふして、宇治山田町大字令在家所に通ずべし。近年、此の路を改修して、車馬の便を得たり。

切原御厨 神領目録

志摩國切原御園定周以下輩濫妨事 畧、下

白瀑 同所東部、宇白瀧に在り。高さ、五丈、濶さ、五尺、瀧つば、東西、五間、南北、三間餘あり。下流、五箇所川に入る。

袖引山飯盛寺 同所、北部、宇ハラヒト山の巔にあり。真言宗あり。

神原村 本村を大字泉村、神津佐、下津浦、木谷、栗木廣、檜山、山原の総称あり。舊志摩國なりき。今ハ、度會郡ニ屬せり。

泉村 五箇所の東ニ在リ。此の所より、神津佐、山原を經て、志摩國迫間に至る。是、伊雜宮の參詣道あり。

神津佐 泉村の東南ニ在リ。舊記に、上津長と書ける。

神鳳抄 上津長御厨 建久年中行事 上津長

磯部村 本村を、大字上之郷、下之郷、飯濱、山田、沓掛、五知、迫間、築地、惠利原、穴川、阪崎の総称あり。志摩國答志郡ニ屬せり。

伊雜村 磯部の舊称あり。下ニ辨すべし。

粟島 延喜式神名帳ニ、伊射波神社の地名に掲げたり。イサの反、アふれむ、イサハを、アハシマとも呼びあるべし。シマとも、一區堺をみせる地をいふなり。

此の地、和名類聚抄、志摩國郷名に、伊雜と見え、皇大神宮儀式帳、延喜大神宮式、建久年中行事等も、伊雜の稱號ありて、最古き郷名あり。故に、此小鎮り座す、皇大神宮の遙宮を、伊雜宮と稱し奉れり。さるに、天牟羅雲命の裔孫磯部の氏人、遙宮ニ仕奉り、

代々此ニ住居して、一門蕃息せしのは、終ふ磯部を以ちて、郷名に負せたるなり。其の子孫、今小連綿して、古文書數通を什襲せ

神宮雜例集 志摩國、六十

伊雜、神戶、〇中

右伊雜、神戶、別宮伊雜、宮御鎮座之地、〇下

神鳳抄 伊雜、神戶

大神宮諸雜事記宝龜四年條 十月十三日

志摩守、目代三河介、伴良雄、與彼國書生惣判官代酒見、文正、伊雜、神戶、檢田、裡、為、狩、之、天、伊雜宮之近邊、射伏猪鹿、已了、爰、官人等雖如、制止、專不承諾、仍、内人等訴申、於本宮、隨、則、大神宮申、上、官司、仍、官司解、神祇官、奏、聞、於公家、即被、下、官使、召、對、伴、良雄等、離、官院、各科、大、祓、又、國司、

但于壬午乙亥吉辰故樹神之大物
賀官之許於後考之宜行宜神
說又具也

伊地活之掌九之夏河結
後置不也地方

伊雜官以儀部事
日官權布儀部
日官番檢出依由部

君事

仲夏活通今由得證期自
今頃場直名脚

南氏所藏文書 豎八寸 橫不詳

謹解 申永貞進所領塩濱并切間田地等事

各庄處

在志摩國卷志郡坂崎東地并塩濱者

四至 東限大浦 南限山奉 西限水谷尾 北限海

右件地者磁部松春所領也而以去年治進於

故四位大夫治被進領掌已其後為子

六八十五

天行宣伊勢介傳領之間以去年保四年十月七

永北并直治三正治却於故親文氏貞神主

素進退領掌無他妨隨則氏之永徒領掌徑

麥倩素物情氏之素 廣太神德也者所辨

物是皆文供祭也就中件地從水谷中尾西根之

之內也以此中尾東根領之地為相傳各治却之由已

由而住人等以此件濱毛燒供三度布祭諸尊會

寺塩後仍同加貢進於皇太神宮昂出寺塩
 海菜之上久令恒例寺執備進之後至于後懸并
 任傍葦之例永繼於子孫令傾知全致寺饌之備仍
 根之子細永貢進如件望請 本官裁判為後心
 鏡仍注事狀謹以解

永承五年感月凍日

大神宮官符權祢宣正六位上崇本由神

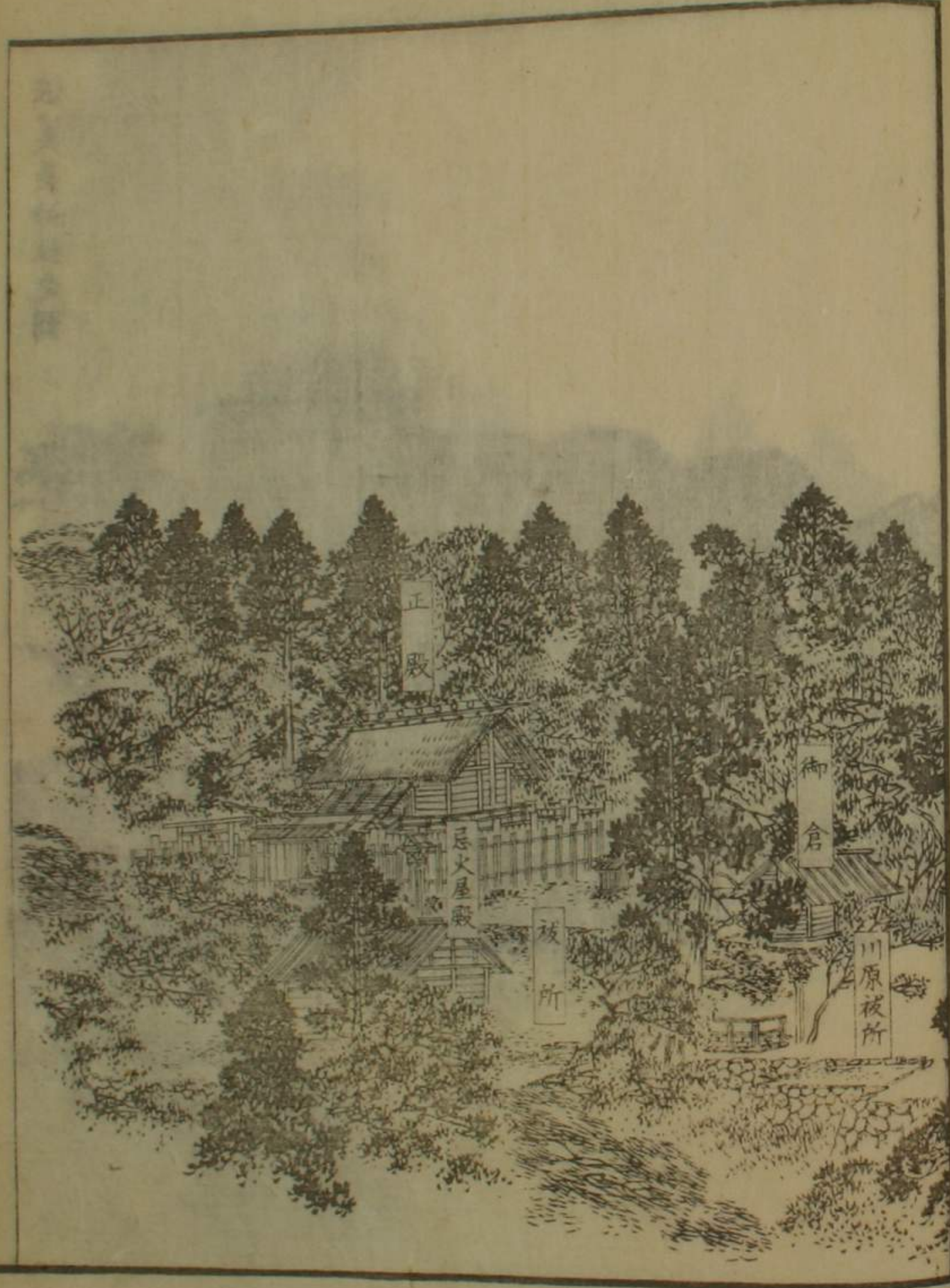
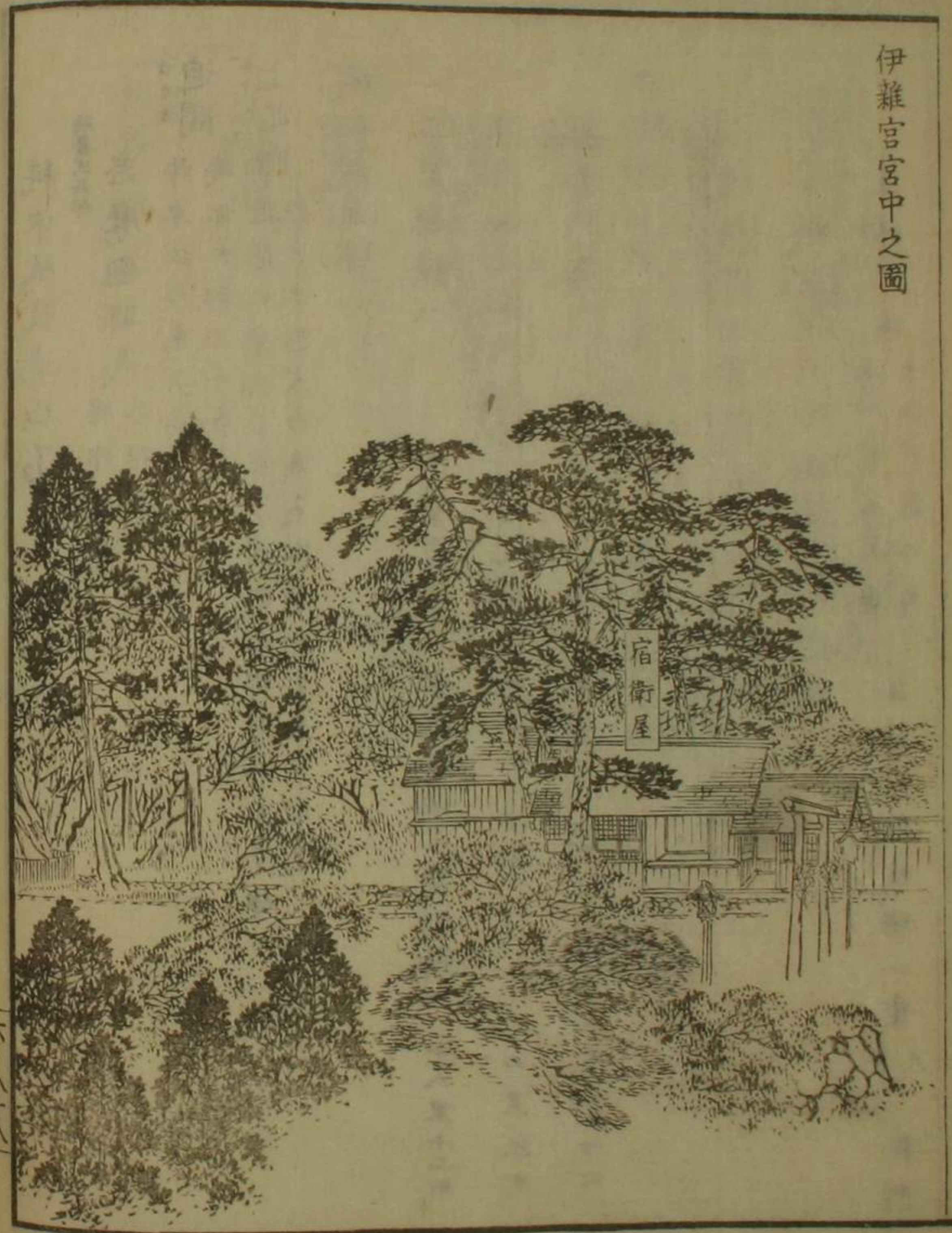
可

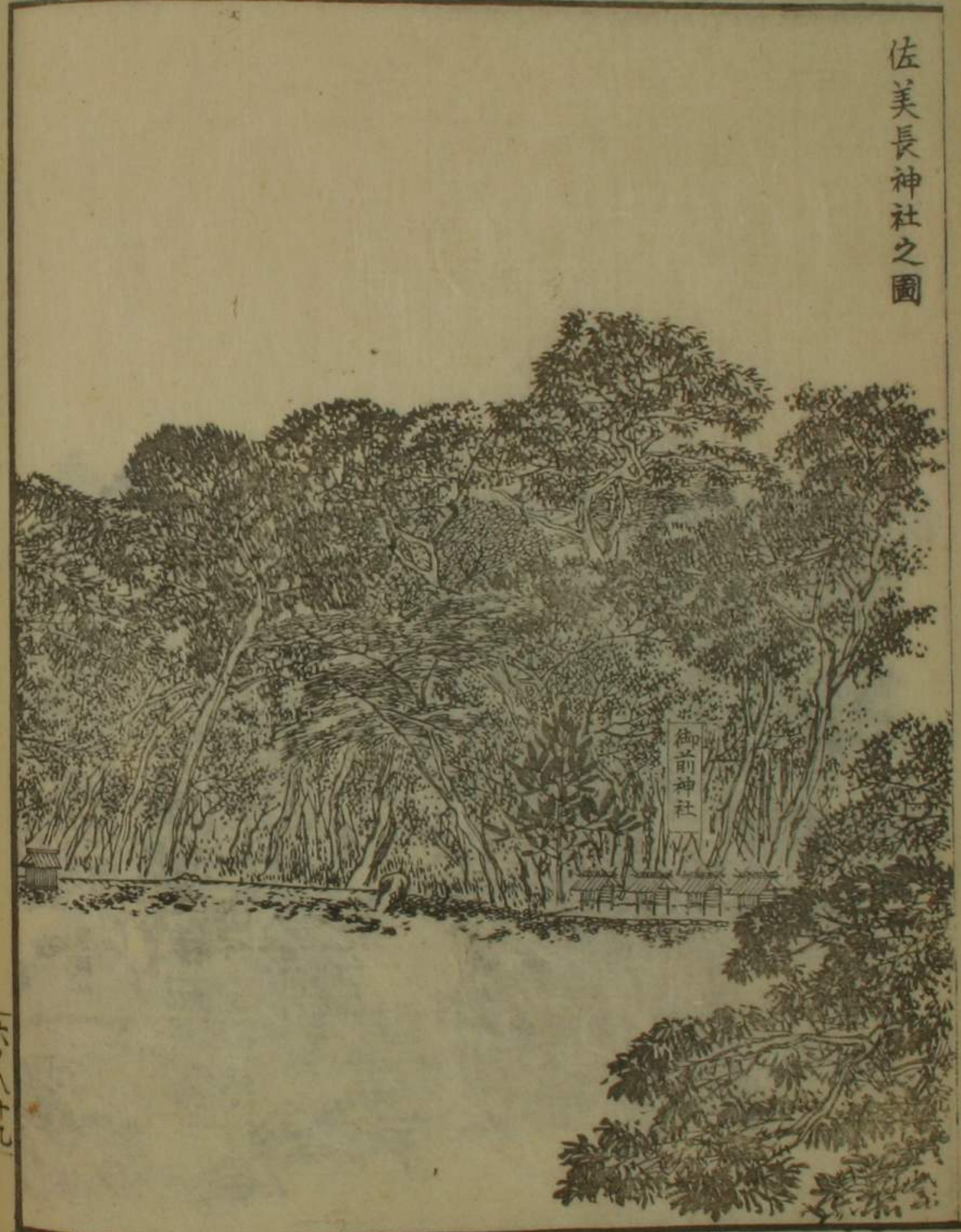
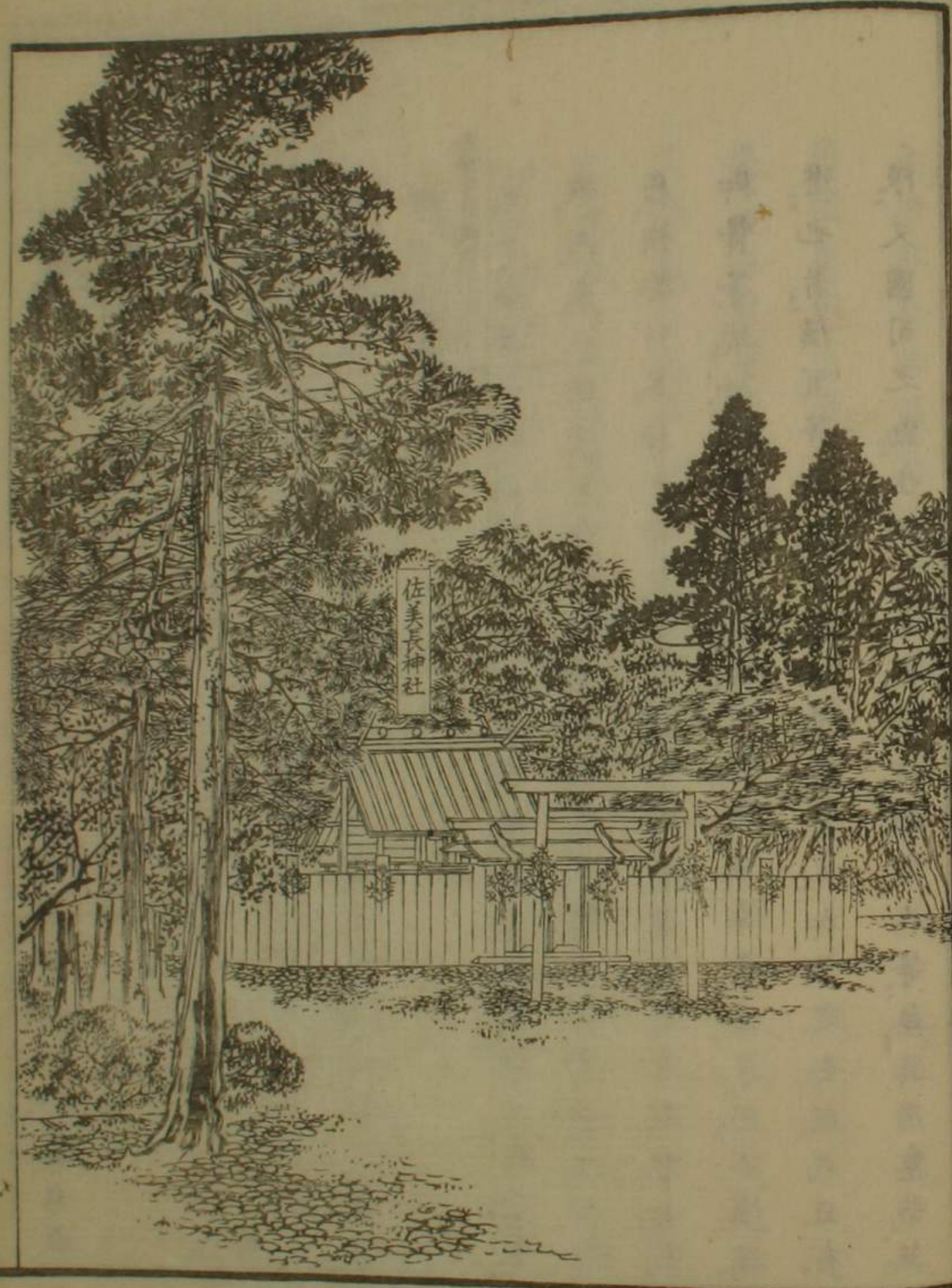
依新少儀進
 所出古產上分
 恒例
 在足及

科中被被清已了
 延喜式兵部
 志摩國驛馬 鴨部 磯部 各四匹
 迫間 神津佐の東ま在り。
 磯部九郷の一あり。
 上之郷 迫間の東北ま在り。磯部九郷の一あり。伊
 雑宮参詣人の為、旅舎軒を並べた也。
 磯部村元標
 三重縣廳へ 十八里十二町 安濃津地方裁判所へ 十八里十二町
 答志英虞郡役所へ 四里三町 鳥羽警察署へ 四里三町
 第三師團へ 三十九里三十五町 豊橋衛戍へ 五十四里三十四町
 伊雑宮 同所鎮り坐せり。皇
 大神宮の別宮也。
 伊雑宮一院 在志摩國答志郡伊雑村。太
 皇大神宮儀式帳
 神宮以南相去八十三里
 稱天照太神遙宮御形鏡坐
 正殿一區 長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、
 御床一具、瑞垣一重、長八尺、御門

科中被被清已了
 延喜式兵部
 志摩國驛馬 鴨部 磯部 各四匹
 迫間 神津佐の東ま在り。
 磯部九郷の一あり。
 上之郷 迫間の東北ま在り。磯部九郷の一あり。伊
 雑宮参詣人の為、旅舎軒を並べた也。
 磯部村元標
 三重縣廳へ 十八里十二町 安濃津地方裁判所へ 十八里十二町
 答志英虞郡役所へ 四里三町 鳥羽警察署へ 四里三町
 第三師團へ 三十九里三十五町 豊橋衛戍へ 五十四里三十四町
 伊雑宮 同所鎮り坐せり。皇
 大神宮の別宮也。
 伊雑宮一院 在志摩國答志郡伊雑村。太
 皇大神宮儀式帳
 神宮以南相去八十三里
 稱天照太神遙宮御形鏡坐
 正殿一區 長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、
 御床一具、瑞垣一重、長八尺、御門

伊雜宮宮中之圖





佐美長神社之圖

一間、長七尺、高九尺、玉垣一重、長十二尺、御門一間、高九尺、幣帛殿一間、長二丈四尺、廣一丈六尺、高八尺、御倉一字、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、

延喜式 伊雜宮一座、太神宮、遠宮、在志摩國、答志郡、去太神宮、南八十三里、

志摩國答志郡伊雜村乃下津石根仁、大宮柱太敷、立高天、原尔、千水高知、天皇御麻命乃稱辭定奉留、伊雜乃皇太神乃廣前尔、〇下

大神宮諸雜事記延長五年條

九月、伊雜宮御祭料、志摩國例進幣帛、并御調種、御費等、依例爲令調備、太神宮、禰宜大小、内人物忌、及當宮内人物忌、相共引率、神戶神民、進向志摩國府、爰國司氏胤申云、件御費等、須任例備進也、而以昨日、夜氏胤妻產了、仍不堪備進也者、禰宜等勤云、國掌所陳不當也、御祭之勤、既式日有限、又國司之勤、恒例、更也、何召仰廳官人等、無其用意哉、無

止供奉祭物關忌之咎、尤在國司者、即注子細進於司、仍官司定臣等上奏、公家即以同年十月十三日、被下宣旨、狀云、應令志摩守氏胤、被清調備也者、使中臣神祇權、大佑大中臣賴基、卜部節行等、到着於離宮院、召取守氏胤、任宣旨、科上被、被清、令調進、件御費、注云、幣絹一疋、于鯛五斤、荷前身取、鮫五斤、堅魚五斤、干鱈五斤、鹽五斤、滑海藻五斤、海松五斤、和布五斤、雜鮓五斤、雜海藻五斤、膝付、庸布五反、膳部信乃布二反等也、即守氏胤、停止釐務之由、被下宣旨了、

宿衛屋 御倉 忌火屋殿 參集所 手水場 共、同域内に在り。

伊射波神社 伊雜宮の北にあり。國司より祭らる、特延喜式、栗島坐、伊射波神社二座、並大、

大楠 同宮の長二町許あり。數百年を経たる老樹あり。古來、神靈、木と稱して、玉垣を繞らせり。承應三年八月、此の樹の下に、靈柩、連理をなす事あり。祭主、大中臣朝臣定長より、奏上、高たる事あり。解文、左子、獨ぐ。

祭主從五位下行神祇權少副大中臣朝臣定長解申進瑞圖事

欲早被經次第上奏二所太神宮與末社生靈木連理是呈為天下泰平之積祥聖運長久之嘉徵之狀

副進一通神木圖二通連理圖一通木連理積瑞之勘例

右謹檢舊典恭尋先蹤以扶桑名本朝以若木稱異域松者夏后氏之所植柏者殷人之所用凡青嶺上松亭之高山柏光色不相變根抵無凋落者悠久顯相也休徵示國况喜禾實莢之秀熟靈椿壽松之騰茂卒王咸序人晉悅欣哉民庶蒙祥風草木頌雨露皆無不被我皇澤矣○中照皇大神之別宮伊雜宮者以玉柱屋姬命祭于此此命者

天牟羅雲命裔天日別命子也子葉孫枝合祭于内外官之別宮末社者良有故哉今去伊雜宮良方二町餘有神木老樹深根其本圍三大九尺其枝自南方低下而入地其本圍一大二尺又出地而移北方之一樹其一樹本圍一大九尺其本末南北共繁榮而枝葉森蔚如東衆木凡其枝偃卧者如長橋南北舒暢而立地者三根其間相去七丈二尺左右二根者如門柱中立一根者門泉其左右人馬共往還者如出入于衡門見者無不感激之嗚呼神也奇也其地之悠久堅固亦可知焉名之曰曲楠所謂神木也其神木傍頃年生靈椿二株南北相對北方所生之一株高一丈八尺南方所生之一株高一丈五尺其間相去三尺二寸西所森然分根北方之一樹自其本至一尺一寸許一枝生長而南方之一

株自其本至三尺許一枝出暢而交柯其木理如一樹其形如伸肘兩木並立而相跨如華表是亦連理樹也當年六月廿一日里俗始視之瑞圖今獻之氣化然乎抑神威如此乎可喜可尚焉牟羅雲命者陽神而其神木一樹分枝而又合玉柱屋姬命者陰神其神木二枝交柯而有別蓋賢木為德四時不凋霜雪無侵天香山之真賢木大神宮之八重神神道之所表神樂之所謠不變之貌顯外生之化無止矣又椿之為靈樹中之良木壽域之遠大鏡山之玉椿姑射之靈椿宋帝之所比取万木之靈南華之所託祝八千之壽嗚呼椿木者異邦之所重而本朝亦以椿名社者載神名式繁然賢木者吾神國之所尊從神代更起而五百箇真賢木上枝懸玉中枝懸鏡下枝懸青白和幣今尚用於太玉

串用於大麻被皆神之所依字作神木亦故實也今也賢木與靈椿二木生連理之枝其地二所大神宮之與遙宮末社陰陽合德艮山坤土備兮神系相聯神德同發是吾神風將及四夷之瑞應其時其君德化致遠者不言而可知焉
○中 奏頃日里俗言官司大司精長自往于彼地而命畫畧
工令圖之以告祭主定長相彼神奇遠見禎祥同根連理兩樹交柯奇哉其本末條朶共昌共榮若謂其祥瑞則皇基益盛寶祚彌長治隆於延喜天曆之御代道均于二帝三王往代者必矣仍注進言上如件 謹解

承應三年八月廿八日

佐美長神社 伊雜宮の坤五町許に坐せり。伊雜宮の所攝あり。是延喜式ある神乎多乃御子神社あるべし。土俗大歳社とも高宮とも云へり。

危辨官下仔勢太神官

仰下當官領志摩國國守神官承傳云
浦佳人壹志守房盜妨於所押取供祭祭
并勝載物等付同意筆致解謝令凡世

於錄者守房在所事

右得祭主神祇大司大中長祚隆卿去七月廿四日開水
大神宮司同日解海祢司等同日廿一日注文備得彼司
司等今日日解狀併謹檢案內相佐須庄住人等借請
神戶船一艘積塩木為交易瀆出之刺遇暴風於船

者寄付摩浦至于水手者暫歸向任所之間彼守房以
具子息二人智一人盜取仲船并勝載薪草又當神戶
人真光之船付量同浦之處同以盜取之所犯自也如海賊
押守房伐已神戶內山木押取供祭船盜取塩木浸轉神
余事可被乱行罪科之由度度經官上之處下宣旨遣
使難被旨具身守房遠有論言對押詔使之御罪科
不輕過難祭洛不會沙汰竊逃下早先日之根藉未
被新罪之故於所成此犯也摩浦者自當神戶祭
宮之要路也而守房海上山中依割其路神戶神人
輒不得往反之間難備進二宮朝夕御饌新荷并御蛇

并恒例供祭者也凡所行之自言語道斷也罪科既
疊札行何被拘守房誇自傷致狼藉不從官使之催
然者仰武家可被台進其身或望請二宮廳裁早經
次第上奏札行罪科被札返供祭舩并勝載新入
勤進色色神役矣者柳伴守房過行事度度奏聞
之處札斷不早之間重致狼藉之由有批慈前役所為
其科亦重矣則早經上奏且札行所當罪科且札返
供祭舩等穩欲被致恒例神役者二所太神宮使等去
九月廿六日注文係當神三者奉皇大神宮御業改昔為
國造貢進地自古至今神役嚴重未聞人間執論謂其

墨者東限大海南限奈久佐濱西限大石瀨滑石北限自
瀨上山谷峯草木介通海者鳥石一鳥北塲如本文書
塲也而近年守房不憚神威妄巧無道札入至內之塲
里塲致自由狼藉并依切已未就彼而司等之訖被下
宜自難台其身對得詔使更不各洛爰去四月仰社宮寮
家適台上其身可對矣理非之由被宣下之後通對決跡
下猶施自由狼藉押取供祭舩二艘勝載物等早自該
重言上之處下官使被台於記錄所下遂對決之由宣下
之間又以遊去早乍進奉不經一決兩度迹隱遠有勸定憂
今神威罪科旁重然則於守房并子息二人者任度度

神官解杖禁獄其身衣被絕向後輩嬖妨至下舩并騰載
物等者付守房縁坐同意連署之筆致兼前之辭射
早以迄欲被叶神役者仍相削言上如件者大納言藤
原朝長忠良宣奉 初國崎神主内衣傳心守房等並
局且於所拜取之舩并騰載物等付同意筆致辭謝令
允返其物於緣者令注申守房在所者官宣永和依宣
行之

建仁三年十一月四日

大史小觀宿祢

權右中辨藤原朝長

皇大神宮儀式帳六月廿五日伊神宮祭供奉行事條

亦佐美長神社一處御前四社此三節祭使附宛奉從太神

宮供奉調度合十種但御饌稻波伊雜宮乃稻下東下宛奉

延喜式 粟島坐神乎多乃御子神社

康永伊雜宮遷宮記 佐美長神社祭物行事御膳稻廿束從伊雜宮 木綿一斤

建久年中行事六月條 廿六日早旦大歲御前參神拜

御供田 惠利原宇宮地ま在り。毎年六月廿四日御田植の儀式あり。

供田の田頭ま三丈ま餘れる青竹を建て修葺を行ふ。修葺の後

参詣の舩子ども數十人裸体にて泥田ま馳せ集り青竹を争ひ

取る。その状恰獅子の奮闘するが如し。了りて樂員素袍烏帽子

にて鼓吹を奏す。早慶女十人詩音農粧にて爪折笠を戴き鼓吹

に應じて秋草を挿む。また童子二人サハラをすりて舞踏を

あす。是田樂の遺風にて其の作業の古雅なる頗よみすべし。

千田池 上之郷の北小在り。土俗大歳神の附會

國崎神戶 此の地より東ま當りて海瀕ま國崎村と云ふ所あり。こ

め給ひし舊蹟あり。今ま御落祭を執行し御費を採

り奉る式ありとぞ。同村に古文書數通を付藏せり。



鸚鵡石之圖



水穴之圖



太神宮本記

倭比賣命御船乗給御膳御饗處定幸行島國崎島余朝

御饗夕御饗止詔而湯貴潛女等定給天還坐畧下

鸚鵡石 上之郷より、惠利原を経て、家立の茶屋に至る道の右に在り。土俗、和合山と云ふ。高さ廿間、横七十間の巨岩あり。其の

物の響は、機織岩、絹懸松あり。其の由緒を知らず。

獅子岩 同所、道の左に在り。貌似

甌石 鼎石 共に、道の左に在り。

家立茶屋 彦坂山の東麓にあり。傳へ云ふ。上古、猿田

水穴 彦坂山の中央、道より二町許左の谷にあり。土俗、瀧祭の窟と

り奔出せり。燭を照して入れむ。九十間

許は、瀑布ありて、甚奇觀なりと云ふ。水穴と同石質にて、口を北面

風穴 同所、道の右三町許の谷にあり。或は狭く、或は廣く、延長十町

猿田彦森 同所山巔に近き邊に、老杉、數十本叢立せり。其の内の一

株は、玉垣を繞らし、鳥居、燈籠等を立てたり。土俗、猿田彦

神を祀れりと云ふ。此の邊
 此杉をいづれも、片枝あり。
 逢坂峠 伊勢、志摩兩國の界あり。これより、杉坂、笹原を
 経て、宇治神苑地に至る。其の間、二里弱あり。
 彦瀑 杉坂より四町許あり。高さ、一丈、濶さ、二間餘あり。瀧壺の傍、
 奇岩突き出で、深潭澄碧、頗幽邃の地あり。早魃の時、ハ、述村
 の者、雨を、此に祈るとを。又、此の瀑、極める大蛇の書翰と云ふ
 物を、孫福氏藏せり。緘封、甚嚴にして、敢て、人に示さずと云ふ。
 一之瀬 宇治より、磯部に至る途上あり。近年まで、飛石を以て、川
 を渡りし處、四十八ヶ所ありき。此の所、宇治よりの最初の
 川かれば、此の稱あり。今
 建久年中行事六月伊雜官参向條
 朝飯以後、参於一瀬、行水、彼宮、物忌、狩衣、着、當所、参向、御被、
 勤仕、

是も此神、伊勢、志摩兩國の界あり。これより、杉坂、笹原を
 経て、宇治神苑地に至る。其の間、二里弱あり。
 彦瀑 杉坂より四町許あり。高さ、一丈、濶さ、二間餘あり。瀧壺の傍、
 奇岩突き出で、深潭澄碧、頗幽邃の地あり。早魃の時、ハ、述村
 の者、雨を、此に祈るとを。又、此の瀑、極める大蛇の書翰と云ふ。
 一之瀬 宇治より、磯部に至る途上あり。近年まで、飛石を以て、川
 を渡りし處、四十八ヶ所ありき。此の所、宇治よりの最初の
 川かれば、此の稱あり。今
 建久年中行事六月伊雜官参向條
 朝飯以後、参於一瀬、行水、彼宮、物忌、狩衣、着、當所、参向、御被、
 勤仕、

何の事か... 山... 海... 神宮... 司... 鹿... 島... 君... 則... 文... 謂... 余... 曰... 南... 勢... 之... 地... 山... 嶽... 秀... 露... 河... 海... 雄... 壯... 卓... 絶... 近... 邠... 蓋...

神宮積字司正三位同知

跋



世之趨謁我

神宮者必傍探二見及朝態之勝而其他則
 不屑也蓋無地誌以為之指南也靈壤與
 區苟無地誌以為之指南則湮沒乎之聞
 豈不甚惜乎神宮司鹿島君則文謂余
 曰南勢之地山嶽秀露河海雄壯卓絶近
 邠蓋

天祖之鎮座于茲殆二千年神蹤靈跡所
在甚多子夙詳其所由蓋作誌以為超謁
者之便因顧余家世奉仕

神宮昭著神踪詡掄靈蹟固其分也敢不
勉勵以從命乃與僚友諸氏日夜刻苦纂
輯起業於明治廿六年九月成功於翌年
五月初日二百六十餘日全部分為六卷名
曰神都名勝誌編中所歷舉以

天祖巡幸之偉跡為主備自山川道里民俗
風謠與堂觀梵刹芝墳故墟及支名公碩
儒畸人義女之事蹟參稽史籍考證典
故不敢憶斷多據先輩御亞氏說聊刪
補之其文專平易間挿以圖畫蓋欲令俚
俗易讀多解也此書一播於天下昔日靈
壤真迹之湮沒不聞者將藉以守將來
焉則南轅之奇觀好景何止二見朝熊

而已哉

神宮禰宜正七位東吉貞撰并書



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

編輯

神宮禰宜正七位東 吉貞

神宮主典 河崎 維吉

神宮宮掌 大久保 堅磐

神宮宮掌 河村 永五郎

神宮司廳出仕 御巫 清白

神宮司廳出仕 江村 喜一郎

神宮司廳出仕 大塚 純一

神宮司廳雇 辻村 梅太郎

校訂



明治二十八年十月二十日印刷
 明治二十八年十月三十日發行
 版權所有



神宮司廳

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

發行兼印刷者 吉川半七

伊勢國度會郡宇治山田町大字一志久保町五十八番屋敷

取次所 加藤長平

大坂 松村九兵衛

同 吉岡平助

同 鹿田靜七

京都 藤井孫兵衛

同 松田庄助

名古屋 川瀨代助

同 片野東四郎

伊勢津 河島九右衛門

所 捌

賣

